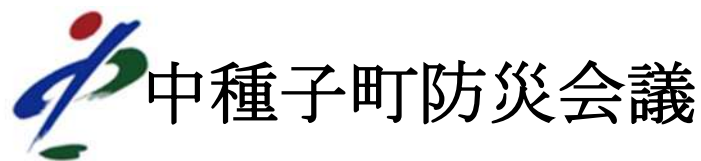


# 中種子町地域防災計画

## 資料編

令和8年3月





---

# 目 次

---

## 1 防災組織に関する資料

1-1	中種子町防災会議条例	1
1-2	中種子町防災会議委員名簿	2
1-3	中種子町災害対策本部条例	3
1-4	防災関係機関	4
1-5	自主防災組織	5

## 2 広域応援・自衛隊の災害派遣に関する資料

2-1	鹿児島県消防相互応援協定	6
2-2	鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定	9
2-3	中種子町と鹿児島市との救急業務応援協定	11
2-4	中種子町と霧島市との救急業務応援協定	12
2-5	中種子町と西之表市における非常備消防相互応援協定	13
2-6	中種子町と南種子町における非常備消防相互応援協定	14
2-7	中種子町とさつま町における災害時相互応援協定	15
2-8	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	17
2-9	自衛隊災害派遣（撤収）要請	20

## 3 危険箇所等に関する資料

3-1	土石流危険渓流Ⅰ	22
3-2	土石流危険渓流Ⅱ	23
3-3	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	24
3-4	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	26
3-5	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ	28
3-6	地すべり危険箇所	29
3-7	山腹崩壊危険地区	30
3-8	地すべり危険地区（山地災害）	31
3-9	崩壊土砂危険地区	32
3-10	建築基準法に基づく災害危険区域	33
3-11	交通途絶予想箇所	33
3-12	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等	34
3-13	自然災害危険箇所	41
3-14	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土規制区域	42

## 4 避難に関する資料

4-1	指定緊急避難場所・指定避難所及び福祉避難所	43
4-2	孤立化集落対策マニュアル	44
4-3	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	48
4-4	危険区域内の要配慮者利用施設	51

## 5 気象等観測に関する資料

5-1	注意報・警報及び気象情報の発表	52
5-2	雨量観測所	55

## 6 通信に関する資料

6-1	防災行政無線の整備状況	56
6-2	同報無線設置箇所	56

## 7 食料・応急住宅・水道等に関する資料

7-1	食料（主食米）の調達先	58
7-2	応急仮設住宅建設候補地	58
7-3	水道施設の概要	59
7-4	給水資機材等の整備状況	59

## 8 消防・危険物施設等に関する資料

8-1	消防団の組織	60
8-2	消防団の定員及び装備状況	60
8-3	消防施設の現状	61
8-4	危険物施設状況	62
8-5	消防計画	64

## 9 医療・衛生に関する資料

9-1	医療機関	67
9-2	ごみ・し尿収集運搬車	67
9-3	廃棄物・し尿処理施設	68
9-4	火葬場	69
9-5	遺体安置所	69

## 10 輸送に関する資料

10-1	救援物資等集積場所	70
10-2	ヘリコプター緊急時離着陸場予定地	70
10-3	緊急輸送道路	70
10-4	緊急通行車両事前届出書及び届出済証	71

## 11 その他対策等に関連する資料

11-1	風水災害時等の初動対応フロー（勤務時間外）	72
11-2	地震災害等の初動対応フロー（勤務時間外）	73
11-3	津波避難計画策定検討資料	74
11-4	原子力災害対策	92

## 12 その他の資料

12-1	救助の実施程度，方法及び期間一覧表	94
12-2	指定（登録）文化財一覧	97

---

# 1. 防災組織に関する資料

---

## 1-1 中種子町防災会議条例(昭和38年3月条例第6号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、中種子町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中種子町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は副町長をもって充て、会長を補佐する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 鹿児島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 鹿児島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 町議会議長
- (8) 熊毛地区消防組合中種子分遣所所長
- (9) 自治公民館連絡協議会会長及び女性部長
- (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第10号の委員の定数は、それぞれ1人、1人、1人、9人及び1人とする。

7 第5項第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 2 中種子町防災会議委員名簿

No.	役 職	根 拠	根拠詳細
1	中種子町長	第3条第2項	会長（町長）
2	中種子町副町長	第4項	副会長（副町長）
3	鹿児島地方気象台 気象防災情報調整官	5項1号	指定地方行政機関
4	熊毛支庁 総務企画部長	5項2号	県職員
5	種子島警察署長	5項3号	県警察職員
6	総務課長	5項4号	町職員
7	地域福祉課長	5項4号	町職員
8	建設課長	5項4号	町職員
9	企画課長	5項4号	町職員
10	自衛隊対策室長	5項4号	町職員
11	農林水産課長	5項4号	町職員
12	町民課	5項4号	町職員
13	水道課長	5項4号	町職員
14	教育委員会総務課長	5項4号	町職員
15	中種子町教育長	5項5号	教育長
16	中種子町消防団長	5項6号	消防団長
17	町議会議長	5項7号	議会議長
18	熊毛地区消防組合 中種子分遣所長	5項8号	消防組合職員
19	中種子町自治公民館連絡協議会長	5項9号	公民館連絡協議会長
20	中種子町自治公民館連絡協議会女性部長	5項9号	公民館連絡協議会女性部長
21	中種子町社会福祉協議会長	5項10号	指定地方公共機関
22	種子島海上保安署長	5項10号	指定地方公共機関
23	中種子町議会 総務文教委員会委員長		
24	中種子町議会 産業厚生委員会委員長		
25	星原女性消防隊長		

### 1-3 中種子町災害対策本部条例（昭和38年3月）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、中種子町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員、その他の職員を置き、災害対策

副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 防災関係機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
<b>■ 県</b>		
鹿児島県 危機管理局 危機管理防災課	099-286-2256	鹿児島市鴨池新町 10-1
熊毛支庁 総務企画課	0997-22-0001	西之表市西之表 7590
西之表保健所	0997-22-0777	西之表市西之表 7590
<b>■ 警察・消防</b>		
種子島警察署	0997-22-0110	西之表市西之表 16381-9
熊毛地区消防組合	0997-23-0119	西之表市鴨女町 248
<b>■ 指定地方行政機関</b>		
九州農政局 鹿児島農政事務所	099-222-0121	鹿児島市小川町 3-64
九州森林管理局 屋久島森林管理署	0997-46-2111	屋久町安房 166-5
九州運輸局 鹿児島運輸支局	099-222-5660	鹿児島市泉町 18-2
九州地方整備局 鹿児島港湾・空港整備事務所	099-223-3296	鹿児島市城南町 23-1
大阪航空局 鹿児島空港事務所	0995-58-4440	霧島市溝辺町麓字 838
鹿児島地方气象台	099-250-9911	鹿児島市東郡元町 4-1 鹿児島第2地方合同庁舎
鹿児島海上保安部	099-222-6680	鹿児島市泉町 18-2-50
種子島海上保安署	0997-22-0118	西之表市西之表 16314-6
<b>■ 自衛隊</b>		
陸上自衛隊 第12普通科連隊(国分自衛隊)	0995-46-0350	霧島市国分福島 2-4-14
海上自衛隊 第1航空群(鹿屋自衛隊)	0994-43-3111	鹿屋市西原 3-11-2
<b>■ 指定公共機関及び指定地方公共機関</b>		
日本郵政公社 鹿児島中央郵便局	099-252-4188	鹿児島市中央町 1-2
N T T 西日本(株) 鹿児島支店	099-227-7689	鹿児島市松原町 4-26
日本銀行 鹿児島支店	099-259-3220	鹿児島市上之園町 5-15
日本赤十字社 鹿児島県支部	099-252-0600	鹿児島市鴨池新町 1-5
日本放送協会 鹿児島放送局	099-253-6615	鹿児島市天保山町 19-20
九州電力送配電(株) 鹿児島支店	099-253-1051	鹿児島市与次郎 2-6-16
九州電力送配電(株) 熊毛営業所	0800-7779452	西之表市鴨女町 211-1
日本通運(株) 鹿児島支店	099-226-6111	鹿児島市浜町 1-8
(社)鹿児島県トラック協会	099-261-1167	鹿児島市谷山港 2-4-15
熊毛地区医師会	0997-23-2548	西之表市栄町 2
熊毛郡歯科医師会	0997-42-2248	屋久町宮之浦 197
<b>■ その他</b>		
種子屋久農業協同組合	0997-27-1211	中種子町野間 5281
種子島漁業協同組合 中種子支所	0997-27-9216	中種子町坂井 5647
中種子町商工会	0997-27-0222	中種子町野間 5170-24
中種子町社会福祉協議会	0997-27-1845	中種子町野間 6584-2
種子島森林組合 中種子事業所	0997-27-7800	中種子町納官 4378-60

## 1-5 自主防災組織

(令和7年12月末現在)

地区名	組織数	自主防災組織 の隊員数(人)	自主防災組織 の管内世帯数	組織されている 地域の世帯数	組織率(%)
星原	1	9	257	257	100.0
納官	1	5	212	212	100.0
増田	1	9	351	351	100.0
野間	1	20	2,205	2,205	100.0
油久	1	8	258	258	100.0
南界	1	9	336	336	100.0
熊野	1	4	144	144	100.0
岩岡	1	5	167	167	100.0
合計	8	69	3,930	3,930	100.0

## 2. 広域応援・自衛隊の災害派遣に関する資料

### 2-1 鹿児島県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域の区分及び代表消防機関等)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

2 県内を5地域に区分し、区分した地域ごとにそれぞれ地域代表消防機関を選任するものとする。

3 代表消防機関及び地域代表消防機関は、それぞれ代行消防機関を選任するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

(1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの

(2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害

(3) 石油コンビナート指定地域災害

(4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの

(5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(応援隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができる。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

(1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。

(2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

第6条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分する。

(1) 第1要請 隣接市町村等の中で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分された地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第2要請 第1要請における消防力では災害防御が困難な場合に、第1要請に加えて他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第7条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）が、第1要請については地域代表消防機関を通じて地域内の市町村等に対し、第2要請については地域代表消防機関を通じて代表消防機関に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、第2要請を行うこと

ができる。

- 2 第2要請を受けた代表消防機関は、地域代表消防機関を通じて応援要請を行うものとする。
- 3 応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。
  - (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
  - (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
  - (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
  - (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
  - (5) 使用無線系統
  - (6) その他必要な事項
- 4 要請側市町村等の長が応援要請を行ったときに、直ちに県及び代表消防機関に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては地域代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては地域代表消防機関及び代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。
- 3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

(応援の中断)

第9条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議の上応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援側市町村等の負担する費用

- ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
- イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
- ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

(2) 要請側市町村等の負担する費用

- ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
- ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

(3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

- ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- ウ 協定に定めのない経費

- 2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続は、応援側市町村等において行うものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定は、平成18年11月1日からその効力を生じる。

(改廃)

第 13 条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第 14 条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 60 通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各自 1 通を所持するものとする。

平成18年10月25日

記名押印〔略〕

## 2-2 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、鹿児島県が所有する消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに關し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、鹿児島県防災航空センター所長に電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとし、後日、鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領第5第2項の鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、鹿児島県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、鹿児島県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、鹿児島県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成10年6月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保持する。

平成10年6月26日

記名押印〔略〕

## 2-3 中種子町と鹿児島市との救急業務応援協定

鹿児島市（以下「甲」という。）と中種子町（以下「乙」という。）との救急業務応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管轄区域内（以下「区域内」という。）に発生した救急災害について甲が乙に応援することを目的とする。

（救急業務の責任）

第2条 区域内および鹿児島市到着までの救急業務の責任は乙が負うものとし、甲はこの協定に基づき救急活動を直接担当するものとする。

（救急出場）

第3条 甲は、区域内の救急災害について、乙から救急出場要請を受けたときは、自己管轄区域内の業務に支障がない限り直ちに救急隊を出場させるものとする。

（費用負担）

第4条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 応援における隊員の諸手当及び需要費等は、乙の負担とする。

(2) 応援に際し発生した人身及び物損事故等による補償費その他の費用の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めない事項その他の協定に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ壱通を所持するものとする。

平成18年3月20日

記名押印〔略〕

## 2-4 中種子町と霧島市との救急業務応援協定

霧島市（甲）と中種子町（乙）との救急業務応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管轄区域内（以下「区域内」という。）に発生した救急災害について甲が乙に応援することを目的とする。

（救急業務の責任）

第2条 区域内及び鹿児島空港到着までの救急業務の責任は乙が負うものとし、甲はこの協定に基づき救急活動を直接担当するものとする。

（救急出場）

第3条 甲は鹿児島空港よりの傷病者搬送について乙から救急出場要請を受けたときは、自己管轄区域内の業務に支障がない限り直ちに救急隊を出場させるものとする。

（費用負担）

第4条 応援に要した費用は次に掲げる方法によるものとする。

(1) 応援における隊員の諸手当及び需要費等は乙の負担とする。

(2) 応援に際し発生した人身及び物損事故等による補償費，その他の費用の負担については甲乙協議のうえ定める。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項，その他の協定の実施に関し必要な事項は甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し甲乙それぞれ1通を所持するものとする。

平成17年12月27日

記名押印〔略〕

## 2-5 中種子町と西之表市における非常備消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、中種子町と西之表市（以下「協定市町」という。）が非常備消防の相互の応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、協定市町による非常備消防の相互の応援体制を効果的に活用し、住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護し、その被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援対象の災害)

第2条 相互応援の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な火災、風水害、地震、土砂災害等の発生により応援を必要とするもの
- (2) 協定市町相互間の隣接地域に発生した火災

(応援の要請)

第3条 前条の災害が発生した市町の長は、協定市町の長に対しその災害の概要を通報するとともに、必要とする消防隊、資機材等を明示して応援を要請するものとする。

2 協定市町が、前条第2号に規定する火災を覚知し、必要があると認めた場合は、要請を待たず応援することができる。この場合にあってもその応援は、前項の規定により要請があったものとみなす。

(応援隊の派遣)

第4条 応援要請を受けた協定市町の長は、応援隊を派遣するものとする。

2 応援要請を受けた協定市町の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに応援要請をした協定市町の長に通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊は、法第47条の規定に基づき応援要請をした協定市町の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、鹿児島県消防相互応援協定第11条の規定を準用する。ただし、第2条第2号の規定に基づく災害の応援に要した消防団員の諸手当及び消火活動中に破損した機械器具の修理費は、応援を要請した協定市町の負担とする。

(協定の改廃)

第7条 この協定について改廃の必要が生じたときは、協定市町の長が協議してこれを定めるものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、熊毛地区消防組合の消防長及び協定市町の消防団長が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成19年4月1日からその効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、協定市町の長が記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成19年3月23日

記名押印〔略〕

## 2-6 中種子町と南種子町における非常備消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、南種子町と中種子町（以下「協定町」という。）が非常備消防の相互の応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、協定町による非常備消防の相互の応援体制を効果的に活用し、住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護し、その被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援対象の災害)

第2条 相互応援の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な火災、風水害、地震、土砂災害等の発生により応援を必要とするもの
- (2) 協定町相互間の隣接地域に発生した火災

(応援の要請)

第3条 前条の災害が発生した町の長は、協定町の長に対しその災害の概要を通報するとともに、必要とする消防隊、資機材等を明示して応援を要請するものとする。

2 協定町が、前条第2号に規定する火災を覚知し、必要があると認めた場合は、要請を待たず応援することができる。この場合にあってもその応援は、前項の規定により要請があったものとみなす。

(応援隊の派遣)

第4条 応援要請を受けた協定町の長は、応援隊を派遣するものとする。

2 応援要請を受けた協定町の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに応援要請をした協定町の長に通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊は、法第47条の規定に基づき応援要請をした協定町の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、鹿児島県消防相互応援協定第11条の規定を準用する。ただし、第2条第2号の規定に基づく災害の応援に要した消防団員の諸手当及び消火活動中に破損した機械器具の修理費は、応援を要請した協定町の負担とする。

(協定の改廃)

第7条 この協定について改廃の必要が生じたときは、協定町の長が協議してこれを定めるものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、熊毛地区消防組合の消防長及び協定町の消防団長が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成19年4月1日からその効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、協定町の長が記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成19年3月30日

記名押印〔略〕

## 2-7 さつま町及び中種子町災害時相互応援協定書

友好交流協定町であるさつま町と中種子町は、いずれかの町域で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害を言う。）が発生した場合において、被災町の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類及び内容）

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、食料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者の一時受け入れの及びその受け入れ
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き等）

第2条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 必要とする機関
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

2 いずれかの町において劇偉大な驚きが発生し、通信の途絶等により被災した町と連絡が取れない場合は、応援町は前号に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で応援を行うことができる。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として要請町の負担とする。

- 2 要請町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請町から要請があった場合は、応援町は当該経費を一時繰り替え支弁するものとする。
- 3 第2条に掲げる要請に対して従事した職員が、応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に要する経費は、応援町の負担とする。
- 4 応援に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じた者については、応援を受けた被災町が、被災町への往復の途中において生じた者については、応援町が賠償の責めを負うものとする。
- 5 前4項の規定より難しい場合は、別途協議する。

（連絡担当課）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当力を定めておくものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両町長及び両議長署名の上、両町それぞれ1通を保有する。

平成24年8月6日

記名押印〔略〕

## 2-8 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1項に規定する災害が県内で発生し、又は発生するおそれがあるばあいにおいて、被災し、又は被災するおそれのある市町村（以下「被災市町村」という。）のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 以下に掲げる物資等の提供及びあっせん
  - ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材
  - イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資
  - ウ 救助活動に必要な車両、船艇、資機材等
- (2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣
- (3) 以下に掲げる施設等の提供
  - ア 被災者の一時収容のための施設
  - イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を受けようとする市町村（以下「受援市町村」という。）は、県及び他の市町村に応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等による要請を行い、後に当該事項を記載した文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援項目の種類及び内容
  - ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあっせん  
物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間
  - イ 第2条第2号に掲げる職員の派遣  
職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間
  - ウ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供  
被災者数、移送方法、移送日時、収容期間
  - エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供  
依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の順序)

第4条 受援市町が前条により応援を要請しようとする場合は、次の順序により応援を要請するものとする。

- (1) 受援市町村は、他の市町村に対し応援を要請する。
- (2) 受援市町村は、前号の規定により個別に応援要請等を行うことができないときは、県に対して他の市町村への応援の要請を依頼することができるものとする。

なお、県への要請依頼の連絡先については、原則、管内の地域振興局・支庁における災害対策支部（連絡先：総務企画部総務企画課）又は地域連絡協議会（事務局：総務企画部総務企画課）（以下「県支部

等」という。)とする。

ただし、災害の状況等によっては、県災害対策本部又は危機管理防災局災害対策課(以下「県本部等」という。)に直接応援の要請を依頼することができるものとする。

- 2 県は、前項第2号の要請依頼を受けた場合は、速やかに他の市町村と連絡をとり、応援人員・応援物資等を取りまとめ、受援市町村に応援可能な内容等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。
- 3 受援市町村は、災害の状況や応援要請の内容等に照らし、市町村での応援では困難と判断した場合は、県支部等に対し、応援を要請するものとする。
- 4 前1～3項により受援市町村への応援を要請された県及び市町村は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
- 5 前1～3項により受援市町村への応援を要請された県及び市町村は、応援の内容を受援市町村に連絡の上、速やかに応援を実施するものとする。

この場合において、応援人員や応援物資等の搬送については、原則として応援するものが行うものとする。

(リエゾンの派遣)

第5条 県内で災害等が発生又は発生するおそれがある場合、県・派遣先間の情報交換、災害等の情報収集等を行い、迅速かつ円滑な災害対応の実施に資するため、県から市町村に対し、リエゾン(情報連絡員)の派遣を行う。

(自主応援)

第6条 被災市町村又は県から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第7条 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と被災市町村が、その都度協議する。

(平素の活動)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 県地域振興局・市長及び管内市町村間における、相互応援のための連絡担当部局や応援項目ごとの応援可能な数量など必要な情報の共有
- (2) 市町村における応援の受入れ体制の整備
- (3) その他必要な事項

(職員の公務災害補償)

第9条 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めによるものとする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、県又は市町村が締結している、又は今後締結する災害時応援協定を妨げるものではない。

(補則)

第 11 条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町村が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成 19 年 6 月 27 日から施行する

2 この協定は、令和 7 年 10 月 24 日から施行する。

3 この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各 1 通を保管し、各市町村長はその写を保管するものとする。

令和 7 年 10 月 24 日

記名押印〔略〕

## 2-9 自衛隊災害派遣（撤収）要請

### 1 自衛隊災害派遣要請様式

第 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

中種子町長 印

#### 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第83条第1項の要請をするよう依頼します。

#### 記

### 1 災害の状況及び自衛隊の災害派遣が必要な事由

(1) 災害の状況

(2) 自衛隊の災害派遣が必要な事由

### 2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

### 3 自衛隊の災害派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

2 自衛隊災害派遣（撤収）要請様式

第 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

中種子町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付け第 号で要請したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収を要請します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

### 3. 危険箇所等に関する資料

#### 3-1 土石流危険溪流 I

(令和7年12月末現在)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均 溪床 (度)	保全対象				
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設 (棟)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
501 I -001	大甲川	大甲川	大甲川	牧川	0.96	5	12	5		国道58号線, 町道	1.06
501 I -002	小蟹川	小蟹川	小蟹川	上之城	0.69	5	10	4		国道58号線, 町道	0.00
501 I -003	浜津脇谷川	浜津脇谷川	浜津脇谷川	浜津脇	0.23	7	29	12		国道58号線, 町道	0.00
501 I -004	楠川	楠川	楠川	浜津脇	0.31	4	14	6		国道58号線	0.12
501 I -005	屋久津川	屋久津川	屋久津川	屋久津	0.74	5	24	10		県道野間島間港線 町道	0.30
501 I -006	梶潟川	梶潟川	梶潟川	梶潟	1.43	3	24	10		梶潟公民館 県道野間島間港線	0.32
501 I -007	沸川	沸川	中之町北の小川	中之町	0.13	9	0	0		増田中学校, 町道	0.44
501 I -008	沸川	沸川	中之町の小川	中之町	0.05	8	14	6		町道	0.32
501 I -009	向井川	向井川	堂の弓場川	向井町	0.08	10	5	2		向井町集落センター 町道	0.21

### 3-2 土石流危険溪流Ⅱ

(令和7年12月末現在)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均 溪床 (度)	保全対象			
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
501Ⅱ-001	—	—	牧川第1	牧川	0.29	6	5	2	国道58号線	0.55
501Ⅱ-002	無内川	無内川	無内川	牧川	2.49	4	2	1	国道58号線, 町道	0.80
501Ⅱ-003	大蟹川	大蟹川	大蟹川	上之城	2.39	8	2	1	国道58号線, 町道	0.11
501Ⅱ-004	—	—	大塩屋第1	大塩屋	0.43	8	2	1		0.00

### 3-3 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

(令和7年12月末現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共的建物			公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
I 1 2343	浜津脇 2	納官	430	69	16	21	星原中学校			国道	440				
I 1 2344	浜津脇	納官	370	45	18	24				国道	380				
I 1 2345	脇之川	納官	100	60	30	6				国道	50	町道	100		
I 1 2346	屋久津	坂井	240	40	18	12	岩岡小学校			県道	300				
I 1 2348	大塩屋	増田	100	50	30	7				町道	30				
I 1 2349	上中町	増田	350	40	20	5	増田中学校								
I 1 2350	下中町	増田	200	50	15	8	増田小学校			町道	50				
I 1 2351	下中町 2	増田	400	50	15	16				町道	320				
I 1 2352	上向井町	増田	100	45	9	5				町道	100				
I 1 2353	熊野	坂井	100	45	40	6				町道	100				
I 1 4234	伏之前	野間	120	47	12	6									
I 1 4235	畠田 1	野間	200	35	40	2	中種子町清掃センター	中南広域斎苑	火葬場						
I 1 4236	熊野 3	坂井	140	45	12	6									
I 1 4237	熊野 6	坂井	150	50	17	7				県道	20				

(令和7年12月末現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共的建物		公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
I 1 4623	浜津脇 3	納官	140	45	11	5			国道	230				
I 1 4624	下中町 3	増田	100	55	15	6								
I 1 4625	塩屋 3	坂井	120	50	20	2	種子島温泉ホテル		河川	130				
I 1 4626	梶潟 8	坂井	60	50	12	3	梶潟公民館		県道	70				
I 2 259	浜津脇 4	納官	220	55	24	5			国道	230	町道	180		

### 3-4 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

(令和7年12月末現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共施設					
							種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4189	畠田 2	野間	80	35	40	1	河川	80				
Ⅱ 1 4190	深久保 1	納官	40	50	20	1						
Ⅱ 1 4191	二十番	増田	100	45	10	2	町道	40				
Ⅱ 1 4192	向井町	増田	70	50	16	2						
Ⅱ 1 4193	中之町 1	増田	40	50	20	1	町道	70				
Ⅱ 1 4194	中之町 2	増田	80	50	6	2	町道	50				
Ⅱ 1 4195	熊野 2	坂井	60	57	40	1	町道	70				
Ⅱ 1 4196	熊野 4	坂井	40	70	12	2	県道	30				
Ⅱ 1 4197	熊野 5	坂井	100	50	14	4	町道	110				
Ⅱ 1 4198	梶潟 2	坂井	60	60	15	2						
Ⅱ 1 4199	梶潟 3	坂井	40	60	20	1						
Ⅱ 1 4200	梶潟 4	坂井	120	40	15	3	県道	130				
Ⅱ 1 4201	梶潟 5	坂井	80	50	10	3	県道	90				
Ⅱ 1 4202	梶潟 6	坂井	70	55	22	4	町道	80				
Ⅱ 1 4203	梶潟 7	坂井	60	35	25	1						
Ⅱ 1 5454	中之町 3	増田	40	60	10	3	町道	30				
Ⅱ 1 5455	二十番 2	増田	50	45	10	1	県道	20				
Ⅱ 1 5456	二十番 3	増田	60	62	9	1						

(令和7年12月末現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共施設					
							種類	数	種類	数	種類	数
II 1 5457	二十番 4	増田	80	45	8	2						
II 1 5458	秋佐野	増田	80	45	13	1						
II 1 5459	伏之前 2	野間	50	50	20	1						
II 1 5460	中山	野間	50	45	5	1						
II 1 5461	戸畑 1	増田	70	60	8	2						
II 1 5462	戸畑 2	増田	150	63	10	3	町道	150				
II 1 5463	向井町 2	増田	60	45	7	1						
II 1 5464	塩屋 1	坂井	50	40	15	1						
II 1 5465	塩屋 2	坂井	100	60	35	1	河川	110				
II 1 5466	梶潟 9	坂井	90	50	13	3						
II 2 431	大牟礼	野間	50	55	7	1						

3-5 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

(令和7年12月末現在)

箇所番号	箇所名	大字	準じる斜面の延長	がけ崩れ災害の有無	地形要因				環境要因					保全対象				
					傾斜度	高さ (m)	遷急線	遷急線の位置	地盤の状況	断層・破碎帯の有無	植生の種類	地況・屋根または斜面上部の土地利用		市町村人口	公共施設			
												屋根	台地		種類	数	種類	数
Ⅲ 1 2064	浜津脇 4	納官	880	無	38	50	1	1	6	2	5		1	6	町道	800		
Ⅲ 1 2065	浜津脇 5	納官	400	無	45	30	1	1	6	2	2		7	6	国道	450		
Ⅲ 1 2066	広野 1	納官	520	無	33	30	1	1	4	2	5		5	6	河川	50		
Ⅲ 1 2067	広野 2	納官	280	無	33	20	1	1	4	2	5		1	6	国道	110	河川	200
Ⅲ 1 2068	深久保 2	納官	290	無	38	60	1	2	6	2	5		1	6	県道	280		
Ⅲ 1 2069	宝来 1	納官	240	無	36	40	1	1	2	2	5		7	6	河川	200		
Ⅲ 1 2070	宝来 2	納官	180	無	45	20	1	2	2	2	5		1	6				
Ⅲ 1 2071	宝来 3	納官	120	無	38	20	1	2	2	2	5		5	6				
Ⅲ 1 2072	宝来 4	納官	190	無	45	40	1	1	6	2	5		1	6	町道	80		
Ⅲ 1 2073	平鍋 1	納官	240	無	30	30	1	1	4	2	5		7	6				
Ⅲ 1 2074	平鍋 2	納官	140	無	33	20	1	1	4	2	5		1	6	町道	100		
Ⅲ 1 2075	宝来 5	納官	280	無	33	30	1	1	2	2	5		7	6	河川	40		
Ⅲ 1 2076	下田 1	野間	360	無	33	30	1	1	5	2	5		5	6				
Ⅲ 1 2077	下田 2	野間	170	無	33	20	1	1	5	2	5		5	6				
Ⅲ 1 2078	下田 3	野間	190	無	33	30	1	1	5	2	5		5	6				
Ⅲ 1 2079	下田 5	野間	150	無	36	40	1	1	5	2	5		5	6	河川	100		
Ⅲ 1 2080	下田 4	野間	140	無	45	20	1	1	4	2	4		1	6	町道	100		

(令和7年12月末現在)

箇所番号	箇所名	大字	準じる斜面の延長	がけ崩れ災害の有無	地形要因				環境要因				保全対象					
					傾度	高さ (m)	遷急線	遷急線の位置	地盤の状況	断層・破砕帯の有無	植生の種類	地況・屋根または斜面上部の土地利用		市町村人口	公共施設			
												屋根	台地		種類	数	種類	数
Ⅲ 1 2081	中山1	野間	270	無	33	30	1	1	2	1	5		1	6	町道	100		
Ⅲ 1 2082	中山2	野間	320	無	36	40	1	1	5	2	5		5	6				
Ⅲ 1 2083	中山3	野間	230	無	33	20	1	1	5	2	5		1	6	町道	50		
Ⅲ 1 2084	中山4	野間	230	無	30	30	1	1	5	2	5		5	6				
Ⅲ 1 2085	阿高磯1	田島	180	無	33	10	2	1	4	2	5		6	6				
Ⅲ 1 2086	阿高磯2	田島	470	無	30	30	1	1	4	2	4		6	6				

### 3-6 地すべり危険箇所

該当箇所なし (令和7年12月末現在)

### 3-7 山腹崩壊危険地区

(令和7年12月末現在)

番号	大字	字	危険地区の 危険度	人家(戸)	公共施設 道路除く	道路	山腹崩壊 危険度
501-0001	増田	南大塩屋	B	11		町道	c1
501-0002	増田	大迫	A		1		b1
501-0003	増田	東内園	A	11		町道	a1
501-0004	増田	仮屋園	B	16	1	町道	c1
501-0005	増田	鳥ノ峰	B	35	1	町道	c1
501-0006	増田	南上ノ平	A	32		県道	b1
501-0007	田島	小振川	C	2			c1
501-0008	坂井	中園	B	14		県道	c1
501-0009	坂井	シモキリカエシ	B	18		県道	c1
501-0010	坂井	コハンダ	C	7		町道	c1
501-0011	坂井		B	10		町道	c1
501-0012	坂井	鳥越	B	15	1	県道	c1
501-0013	田島	浜ノ田	C	7		町道	c1
501-0014	野間	流合	C			町道	b1
501-0015	野間	今城	C			農道	c1
501-0016	増田	岩屋口	C	8		町道	c1
501-0017	増田	保木野平	C			農道	c1
501-0018	油久	潮汲尻	C			町道	c1
501-0019	増田	深迫	C			町道	c1
501-0020	坂井	松角	C			農道	b1

番号	大字	字	危険地区の 危険度	人家（戸）	公共施設 道路除く	道路	山腹崩壊 危険度
501-0021	坂井	道田	B	5		県道	b1
501-0022	田島	東川口	C			町道	b1
501-0023	油久	穴底	C			農道	b1
501-0024	田島	阿ヶ伊州峯	C			町道	c1
501-0025	増田	美崎ノ山	C			農道	b1
501-0026	油久	坂ノ小田	C			県道	c1
501-0027	坂井	熊野山	B			町道	a1
501-0028	納官	竹ノ川	C			国道	c1
501-0029	納官	上松原	C			農道	c1
501-0030	野間	唐竹山	C			農道	c1
501-0031	野間	物糟	C			農道	c1
501-0032	坂井	大田尾	C			農道	b1
501-0033	油久	立窪	C			農道	b1
501-0034	坂井	吉田	C			農道	b1
501-0035	坂井	白木野	C			農道	b1

### 3-8 地すべり危険地区（山地災害）

該当箇所なし（令和7年12月末現在）

### 3-9 崩壊土砂危険地区

(令和7年12月末現在)

番号	大字	字	危険地区の危険度	人家(戸)	公共施設 道路除く	道路	溪流延長(m)	崩壊土砂流出 危険度
501-0001	牧川	廻り峰尾	C			町道	1,700	c1
501-0002	牧川	頭木場	C	4		国道	1,300	c1
501-0003	牧川	広峰	C	4		国道	1,300	c1
501-0004	牧川	中之通	B	7	1	町道	2,200	c1
501-0005	納官	砂中峰	C	2		町道	2,800	c1
501-0006	納官	賽ノ平	C	4		国道	800	c1
501-0007	増田	深迫	C	6		町道	350	c1
501-0008	増田	下インジョウデ	C			県道	700	c1
501-0009	増田	城ノ平	B	11		農道	2,100	c1
501-0010	野間	椎ノ木	C			町道	200	c1
501-0011	田島	池ノ本	C			町道	200	c1
501-0012	油久	鳥羽田	C			県道	350	c1
501-0013	坂井	猪ノ宇治	C			県道	500	c1
501-0014	坂井	猿宇治	C			町道	1,000	b1
501-0015	浜津脇	西上小平	B	18	2	町道	500	c1
501-0016	平山	大坪	B	30		県道	700	c1
501-0017	増田	三角山	C			農道	200	c1
501-0018	油久	松ノ隈	C	2		町道	300	c1
501-0019	田島	宇都ノ尻	B	14	1	町道	250	c1
501-0020	坂井	吉田	C			農道	200	c1

### 3-10 建築基準法に基づく災害危険区域

該当箇所なし（令和7年12月末現在）

### 3-11 交通途絶予想箇所

（令和7年12月末現在）

河川名	路線名	同延長 (m)	同左区域	予想される事態	代替路線名	区分
なし	西之表南種子線	50	中種子町熊野	冠水	なし	B
なし	西之表南種子線	100	中種子町浜田	冠水	なし	B
なし	野間十三番西之表線	160	中種子町増田	落石	なし	A
なし	野間島間港線	108	中種子町屋久津	崩土	なし	B
なし	野間島間港線	200	中種子町屋久津	飛砂 堆積	なし	C
計		618				

区分A：交通量1日1,000台以上の国道並びに幹線的かつ唯一の路線及び河川の重要水防区域に関する箇所, 主要地に通じる時に緊急交通を確保する路線

B：主要地に通じる緊急交通を確保する路線, 交通量1日500台以上

C：A, B以外の路線

### 3-12 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

(令和7年12月末現在)

急傾斜地の崩壊		土石流		計	
警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域
63	63	15	8	78	71

#### ■急傾斜地の崩壊

	自然現象の種類	大字	字	区域名	箇所番号	枝番	土砂災害警戒区域面積	うち土砂災害特別警戒面積	土砂災害警戒区域内保全人家戸数	うち特別警戒区域内保全人家戸数	がけ高 (m)		
							(㎡)	(㎡)	(戸)	(戸)			
1	急傾斜	牧川	小倉ノ平	急・小倉ノ平1	kyu501-0003	1	24,880	9,179	1		23		
	急傾斜						11,185	3,741		16			
2	急傾斜	納官	大蟹川	急・大蟹川1	kyu501-0005	1	4,291	574	2		12		
	急傾斜						1,014			6			
	急傾斜						4,650	1,462		2		14	
	急傾斜						1,757	457				11	
	急傾斜						1,573	440		2		1	10
	急傾斜						1,981	228		4			9
3	急傾斜	納官	鍛屋峯	急・鍛屋峯1	kyu501-0006		1,728	1,728	6	5	10		
4	急傾斜	納官	上町	急・上町1	kyu501-0007	1	14,885	417	21	3	12		
	急傾斜						665	88				2	6
	急傾斜						1,396	332				2	2
5	急傾斜	納官	田中	急・田中1	kyu501-0008		23,059	7,332	38	15	30		

	自然現象 の種類	大字	字	区域名	箇所番号	枝番	土砂災害 警戒区域面積		土砂災害 警戒区域内 保全家戸数 (戸)	うち 特別警戒区域内 保全家戸数 (戸)	がけ 高 (m)
							(㎡)	うち 土砂災害 特別警戒面積 (㎡)			
6	急傾斜	納官	荒崎	急・荒崎 1	kyu501-0009	1	33,407	17,611	8	1	40
	急傾斜	納官	荒崎	急・荒崎 1	kyu501-0009	2	13,433	8,714			34
	急傾斜	納官	荒崎	急・荒崎 1	kyu501-0009	3	619	114	1	1	6
	急傾斜	納官	荒崎	急・荒崎 1	kyu501-0009	4	30,344	11,457	5	1	30
	急傾斜	納官	荒崎	急・荒崎 1	kyu501-0009	5	9,414	2,432	3		10
	急傾斜	納官	荒崎	急・荒崎 1	kyu501-0009	6	2,242	367			8
7	急傾斜	納官	下浜川	急・下浜川 1	kyu501-0013	1	2,230	913	1		10
	急傾斜	納官	下浜川	急・下浜川 1	kyu501-0013	2	7,976	3,293			23
8	急傾斜	納官	小長野	急・小長野 1	kyu501-0014	1	8,606	1,962	1		20
	急傾斜	納官	小長野	急・小長野 1	kyu501-0014	2	1,731	206	2	1	9
9	急傾斜	納官	深久保	急・深久保 1	kyu501-0018		3,371	2,005	1		36
10	急傾斜	納官	本源寺畠	急・本源寺畠 1	kyu501-0021		1,014	213	1		7
11	急傾斜	納官	大渡瀬	急・大渡瀬 1	kyu501-0031		1,497	285			7
12	急傾斜	納官	大田之山	急・大田之山 1	kyu501-0035		4,356	1,442	2	1	15
13	急傾斜	納官	大田之上	急・大田之上 1	kyu501-0036	1	2,890	1,139	3	3	15
	急傾斜	納官	大田之上	急・大田之上 1	kyu501-0036	2	1,479	449	1	1	9
14	急傾斜	油久	上僧都	急・上僧都 1	kyu501-0099		1,170	269	1	1	9
15	急傾斜	油久	上僧都	急・上僧都 2	kyu501-0100		608	158	1	1	8
16	急傾斜	油久	石寺	急・石寺 1	kyu501-0101		6,670	1,835	1		16
17	急傾斜	牧川	平山	急・平山 1	kyu501-0002		5,125	1,802	2	2	14
18	急傾斜	増田	三角山	急・三角山 1	kyu501-0010		3,208	1,426	2		13
19	急傾斜	増田	中平寺	急・中平寺 1	kyu501-0022		1,503	518	1	1	7

	自然現象 の種類	大字	字	区域名	箇所番号	枝番	土砂災害 警戒区域面積		土砂災害 警戒区域内 保全人家戸数		がけ 高 (m)
							(㎡)	うち 土砂災害 特別警戒面積 (㎡)	(戸)	うち 特別警戒区域内 保全人家戸数 (戸)	
20	急傾斜	増田	中平寺	急・中平寺 2	kyu501-0023		2,950	608	3	2	7
21	急傾斜	増田	瀬戸口	急・瀬戸口 1	kyu501-0024	1	1,880	848	1	1	14
	急傾斜	増田	瀬戸口	急・瀬戸口 1	kyu501-0024	2	3,426	1,593	1		14
22	急傾斜	増田	南秋佐野	急・南秋佐野 1	kyu501-0033		4,119	1,232	1	1	10
23	急傾斜	増田	大迫	急・大迫 1	kyu501-0037		8,716	2,270	2	2	10
24	急傾斜	増田	大迫	急・大迫 2	kyu501-0038		13,860	3,335	1		10
25	急傾斜	増田	田代の上	急・田代の上 1	kyu501-0039		5,757	1,987	3		15
26	急傾斜	増田	田代の上	急・田代の上 2	kyu501-0040	1	7,289	2,369	1		21
	急傾斜	増田	田代の上	急・田代の上 2	kyu501-0040	2	2,383	519	1	1	8
27	急傾斜	増田	茶屋ノ峰	急・茶屋ノ峰 1	kyu501-0041		3,536	989	2		16
28	急傾斜	増田	高峰	急・高峰 1	kyu501-0042		5,419	1,646	2	2	16
29	急傾斜	増田	高峰	急・高峰 2	kyu501-0043	1	6,046	1,845	1		16
	急傾斜	増田	高峰	急・高峰 2	kyu501-0043	2	2,501	50	2		8
	急傾斜	増田	假屋園	急・高峰 2	kyu501-0043	3	613	118	2	1	6
30	急傾斜	増田	假屋園	急・假屋園 1	kyu501-0044		7,391	2,475	5	2	24
31	急傾斜	増田	田ノ上	急・田ノ上 1	kyu501-0045	1	1,019	185	1		7
	急傾斜	増田	田ノ上	急・田ノ上 1	kyu501-0045	2	4,884	1,098	5	1	11
	急傾斜	増田	田ノ上	急・田ノ上 1	kyu501-0045	3	1,025	320	1		9
32	急傾斜	増田	鳥ノ峰	急・鳥ノ峰 1	kyu501-0046	1	3,613	734	1	1	8
	急傾斜	増田	鳥ノ峰	急・鳥ノ峰 1	kyu501-0046	2	4,695	1,502	2		15
	急傾斜	増田	鳥ノ峰	急・鳥ノ峰 1	kyu501-0046	3	9,183	2,815	3	2	16

	自然現象 の種類	大字	字	区域名	箇所番号	枝番	土砂災害 警戒区域面積		土砂災害 警戒区域内 保全人家戸数		がけ 高 (m)
							(㎡)	うち 土砂災害 特別警戒面積 (㎡)	(戸)	うち 特別警戒区域内 保全人家戸数 (戸)	
33	急傾斜	増田	小田ノ上	急・小田ノ上 1	kyu501-0047	1	6,385	1,951	1	1	18
	急傾斜	増田	小田ノ上	急・小田ノ上 1	kyu501-0047	2	1,200	207	1	1	7
34	急傾斜	増田	茶屋ノ峰	急・茶屋ノ峰 2	kyu501-0048	1	6,007	2,054			27
	急傾斜	増田	茶屋ノ峰	急・茶屋ノ峰 2	kyu501-0048	2	8,218	2,507			23
	急傾斜	増田	茶屋ノ峰	急・茶屋ノ峰 2	kyu501-0048	3	5,756	1,974	2	1	18
35	急傾斜	増田	今井田	急・今井田 1	kyu501-0050		5,620	1,295	1		11
36	急傾斜	増田	下ノ町	急・下ノ町 1	kyu501-0051		15,601	5,894	4	2	30
37	急傾斜	増田	上戸畑	急・上戸畑 1	kyu501-0052		9,350	2,747	4	2	11
38	急傾斜	増田	北阿呆	急・北阿呆 1	kyu501-0053		15,243	4,371	4	2	16
39	急傾斜	増田	南大塩屋	急・南大塩屋 1	kyu501-0054	1	8,305	3,419	2	2	24
	急傾斜	増田	南大塩屋	急・南大塩屋 1	kyu501-0054	2	3,866	1,159	3		21
	急傾斜	増田	南大塩屋	急・南大塩屋 1	kyu501-0054	3	6,603	2,755	6	3	25
40	急傾斜	野間	大牟礼尻	急・大牟礼尻 1	kyu501-0055		1,406	316	1	1	9
41	急傾斜	野間	上方	急・上方 1	kyu501-0056		2,454	294	1		6
42	急傾斜	野間	鳶巣ノ平	急・鳶巣ノ平 1	kyu501-0057		2,192	665	1		12
43	急傾斜	野間	東田元	急・東田元 1	kyu501-0059		2,742	660	1		11
44	急傾斜	野間	宮園	急・宮園 1	kyu501-0060		882	149	1	1	8
45	急傾斜	野間	園田	急・園田 1	kyu501-0067		981	156			7
46	急傾斜	野間	水久保	急・水久保 1	kyu501-0074		3,362	795	2	1	17
47	急傾斜	坂井	下伐返	急・下伐返 1	kyu501-0084	1	18,019	5,874	5	1	16
	急傾斜	坂井	下伐返	急・下伐返 1	kyu501-0084	2	2,660	419	3	1	9

	自然現象 の種類	大字	字	区域名	箇所番号	枝番	土砂災害 警戒区域面積		土砂災害 警戒区域内 保全人家戸数		がけ 高 (m)
							(㎡)	うち 土砂災害 特別警戒面積 (㎡)	(戸)	うち 特別警戒区域内 保全人家戸数 (戸)	
48	急傾斜	坂井	前田	急・前田 1	kyu501-0085		12,906	4,107	3		22
49	急傾斜	坂井	立中峰	急・立中峰 1	kyu501-0086		6,021	1,771	3		21
50	急傾斜	坂井	野田	急・野田 1	kyu501-0200		5,824	1,917	2	2	17
51	急傾斜	坂井	新開	急・新開 1	kyu501-0088		16,878	6,746	2	1	34
52	急傾斜	坂井	長園	急・長園 1	kyu501-0089	1	3,702	962			13
	急傾斜	坂井	長園	急・長園 1	kyu501-0089	2	17,818	6,078	10	6	28
	急傾斜	坂井	出口	急・長園 1	kyu501-0089	3	3,769	941	4	2	9
	急傾斜	坂井	久保田	急・長園 1	kyu501-0089	4	434	35	1		6
53	急傾斜	坂井	妙徳田	急・妙徳田 1	kyu501-0090	1	20,798	8,828	1	1	33
	急傾斜	坂井	長園	急・妙徳田 1	kyu501-0090	2	278	38	1	1	5
	急傾斜	坂井	長園	急・妙徳田 1	kyu501-0090	3	1,904	438	1	1	12
54	急傾斜	坂井	上古坂	急・上古坂 1	kyu501-0096	1	3,593	1,166	1		14
	急傾斜	坂井	上古坂	急・上古坂 1	kyu501-0096	2	2,490	595	1		11
55	急傾斜	坂井	柏木	急・柏木 1	kyu501-0103		12,945	4,018	6	4	25
56	急傾斜	坂井	乗浜	急・乗浜 1	kyu501-0104		4,713	1,366			16
57	急傾斜	坂井	鳥越	急・鳥越 1	kyu501-0105		25,105	8,272	19	5	21
58	急傾斜	坂井	鳥越	急・鳥越 2	kyu501-0106		778	123	1	1	7
59	急傾斜	坂井	熊野山	急・熊野山 1	kyu501-0107	1	5,537	1,752			25
	急傾斜	坂井	熊野山	急・熊野山 1	kyu501-0107	2	15,177	9,767	4	3	63
	急傾斜	坂井	熊野山	急・熊野山 1	kyu501-0107	3	8,373	3,687	2	1	34
	急傾斜	坂井	熊野山	急・熊野山 1	kyu501-0107	4	5,148	1,406	1		13

	自然現象 の種類	大字	字	区域名	箇所番号	枝番	土砂災害 警戒区域面積		土砂災害 警戒区域内 保全人家戸数		がけ 高 (m)
							(㎡)	うち 土砂災害 特別警戒面積 (㎡)	(戸)	うち 特別警戒区域内 保全人家戸数 (戸)	
60	急傾斜	坂井	道田	急・道田 1	kyu501-0109		24,147	8,965	2	1	32
61	急傾斜	坂井	道田	急・道田 2	kyu501-0110	1	22,550	8,466	2		46
	急傾斜	坂井	道田	急・道田 2	kyu501-0110	2	15,107	5,215	1		32
62	急傾斜	坂井	明石	急・明石 1	kyu501-0201	1	3,690	710	3		11
	急傾斜	坂井	明石	急・明石 1	kyu501-0201	2	1,004	248	2		9
	急傾斜	坂井	明石	急・明石 1	kyu501-0201	3	1,144	328	2		12
	急傾斜	坂井	明石	急・明石 1	kyu501-0201	4	4,341	807	3	1	9
63	急傾斜	坂井	道田	急・道田 3	kyu501-0202	1	2,877	1,076			19
	急傾斜	坂井	道田	急・道田 3	kyu501-0202	2	506	112			7

■土石流

	自然現象の種類	大字	字	区域名	箇所番号	枝番	土石災害警戒区域面積		土石災害警戒区域内保全人家戸数	
							(㎡)	うち 土石災害 特別警戒面積 (㎡)	(戸)	うち 特別警戒区域内 保全人家戸数 (戸)
1	土石流	牧川	小川	土・小川 1	dok501-0002		46,005	21,048	9	1
2	土石流	納官	持多田	土・持多田 1	dok501-0004		27,952	17,413	3	2
3	土石流	納官	松細	土・松細 1	dok501-0005		26,140	16,934	9	6
4	土石流	納官	寺川	土・寺川 1	dok501-0006		10,919		13	
5	土石流	納官	楠川	土・楠川 1	dok501-0007		9,245	2,862	12	3
6	土石流	納官	下松細	土・下松細 1	dok501-0100		32,772		3	
7	土石流	増田	大迫	土・大迫 1	dok501-0009		10,631		1	
8	土石流	増田	高峰	土・高峰 1	dok501-0010		22,578	286	5	
9	土石流	増田	茶屋ノ峰	土・茶屋ノ峰 1	dok501-0011		11,407		1	
10	土石流	増田	小田	土・小田 1	dok501-0012		11,214		3	
11	土石流	油久	美座田	土・美座田 1	dok501-0013		57,497	65	8	
12	土石流	油久	美座田	土・美座田 2	dok501-0014		32,976	73	9	
13	土石流	油久	美座原	土・美座原 1	dok501-0015		80,643	77	12	
14	土石流	坂井	久保田	土・久保田 1	dok501-0016		20,189		4	
15	土石流	坂井	立中峰	土・立中峰 1	dok501-0017		2,211			

### 3-13 自然災害危険箇所

番号	箇所名	大字	小字	災害名	備考
1	大 平	野 間	大 平	湛水防除施設	自然災害防止事業
2	池之向	〃	池之向	〃	〃
3	伏之前	〃	伏之前	〃	〃
4	上 方	〃	上 方	〃	〃
5	横 町	〃	横 町	〃	〃
6	栄町1	〃	栄町1	〃	〃
7	栄町2	〃	栄町2	〃	〃
8	栄町3	〃	栄町3	〃	〃
9	町山崎	〃	町山崎	〃	〃
10	竹屋野	〃	竹屋野	〃	〃
11	旭 町	〃	旭 町	〃	〃
12	畠田1	〃	畠田1	〃	〃
13	畠田2	〃	畠田2	〃	〃
14	畠田3	〃	畠田3	〃	〃
15	美 座	油 久	美座原	治山施設	治山事業
16	中 山	野 間	水久保	〃	〃
17	梶 潟	坂 井	下伐返	高潮危険地域	
18	屋久津	坂 井	長 園	高潮危険地域	
19	郡 原 (小田池)	増 田	小田ノ上	防災重点ため池	農村地域防災減災事業
20	古 房 (差合池)	〃	馬場口	〃	〃

3-14 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図

(令和7年5月1日指定)



## 4. 避難に関する資料

### 4-1 指定緊急避難場所・指定避難所及び福祉避難所

地区名	避難所区分	施設名	所在地	災害の種類					面積(延床) (㎡)	建築 年度	標高 (m)	避難経路	
				洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波				国・県道	町道
星原	指定避難所	星原小学校	納官6425	○	×	○	○	×	455 (578)	H2	17	国道58号	星原小学校線
納官	指定避難所	納官小学校	納官500	○	○	○	○	○	569 (630)	S58	25		野間・納官線
増田	指定緊急避難場所	ベニーハウス	増田4162	○	○	○	○	×	185 (529)	H12	15	県道西之表・南種子線	広ヶ野・中之町線, 増田2号線
	指定緊急避難場所	旧増田中学校	増田3842-2	○	×	○	○	○	629	S55	74		増田1号線, 増田2号線, 古房2号線
	指定避難所	増田小学校	増田3969	○	×	○	○	×	443 (578)	S62	25	県道西之表・南種子線	広ヶ野・中之町線, 増田1号線
野間	指定避難所	福祉センター	野間6584-2	○	○	○	○	○	918	S56	114	国道58号, 県道西之表・南種子線	高峯・竹屋野線
	指定避難所	中央公民館	野間5186	○	○	○	○	○	775	S46	102	国道58号, 県道西之表・南種子線	公園通り線, 旭本通り線
	指定避難所	中央運動公園	野間5936	○	○	○	○	○	2,390	H10	85		公園通り線, 広ヶ野・中之町線
	指定避難所	中種子中学校	野間5208-1	○	○	○	○	○	580 (980)	S59	100	国道58号, 県道野間・島間港線	旭町1号線, 公園通り線, 上方・ 高峰線, 横町通り線
油久	指定避難所	油久小学校	油久2340	○	○	○	○	○	467 (536)	S51	85	県道西之表・南種子線	美座・女州線
南界	指定避難所	南界小学校	坂井3530	○	○	○	○	○	464 (532)	S52	95	国道58号, 県道西之表・南種子線	坂井・熊野線, 東目・熊野線
岩岡	指定避難所	岩岡小学校	坂井969	○	×	○	○	○	443 (629)	S57	30	県道野間・島間線	屋久津・衣之平線
野間	福祉避難所	つまべに苑	野間6584-11	○	○	○	○	○	2,698	H20	114	国道58号, 県道西之表・南種子線	高峯竹屋野線
南界	福祉避難所	南界園	田島327-1	○	○	○	○	○	1,023	S57	88	国道58号	東目熊野線
納官	福祉避難所	おたつめたつ	納官5173	○	○	○	○	○	301	H15	52	国道58号	坂元線
野間	福祉避難所	暁星会(あかつき園)	野間6584-1	○	○	○	○	○	2,039	H2	114	国道58号 県道西之表・南種子線	高峯竹屋野線

## 4-2 孤立化集落対策マニュアル

[県危機管理防災課]

### 1 目的

豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落については、通信手段の確保、情報連絡員の配置など情報収集体制の整備を図るとともに、万が一、孤立化した場合には、防災関係機関の連携により、被災状況の早期把握や、地域住民の救出・救助等の災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。

このため、県において、孤立化の未然防止と災害応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組を促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

#### 【孤立化の定義】

中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動や物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。

- ・豪雨や地震等に伴う土砂災害、道路への堆積土砂及び道路構造物の損傷など
- ・地震に伴う液状化による道路構造物の損傷など
- ・津波による道路構造物の損傷、流出物の堆積など
- ・地震または津波による船舶の停泊施設の被災など

※道路交通については、四輪自動車が通行不可能となる状況

### 2 孤立化集落対策

#### 1) 孤立化するおそれのある集落の把握

##### (1) 市町村

豪雨や地震等の各災害事象を想定した上で、道路交通及び海上交通の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

また、孤立化するおそれのある集落との通信手段について、事前の整備・確保に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、自衛隊、県地域振興局・支庁（建設部、農林水産部等）等、防災関係機関からの意見も参考とする。

#### 【孤立化のおそれのある集落（例）】

##### □ 道路交通の状況

- 集落につながる道路において迂回路がない。
- 集落につながる道路において、落石や崩土等の発生が予想される道路災害の危険箇所（交通途絶予想箇所など）が存在し、交通途絶の可能性が高い。
- 集落につながる道路において、橋梁等の道路構造物の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- 土石流やがけ崩れなど土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

※道路については、四輪自動車が通行可能な道路とする。

##### □ 海上交通の状況

- 地震又は津波による被災状況によっては、船舶の停泊施設が使用不可能となる可能性が高い。

#### 【参考】

孤立化するおそれのある集落との通信手段への影響について

- 道路への崩土や倒木などの被災による架線の切断等によって、電話回線による通信手段が途絶する可能性が高い集落であるか否か。
- 固定電話及び携帯電話以外の多様な通信手段が確保されていない集落であるか否か。

## 2) 孤立化の未然・事前防止対策

孤立化を未然に防止するため、市町村、県及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化の未然防止対策に必要な施策を推進するため、防災関係機関による連絡体制を整備し、平常時からの情報共有や訓練に努める。

### (1) 市町村

- ・ 孤立化するおそれのある集落においては、集落の代表者（区長，班長，消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
- ・ 集落が孤立化した場合、市町村など公共機関による救出・救助活動が始まるまでの間、集落内の地域住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。  
このため、集落における自主防災組織等において、平常時から、緊急連絡体制の整備、避難所運営訓練や防災訓練の実施、食料や飲料水、非常用電源などの備蓄の整備などが図られるよう、集落内の防災力の充実・強化に取り組む。
- ・ 集落内に学校や、警察，消防等の公共機関，電気事業者，通信事業者等の防災関係機関がある場合は、それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化するおそれのある集落の災害情報連絡員（仮称）に配備しておくなど、通信手段の多様化を図る。
- ・ 道路交通の途絶を想定し、平常時から、地元漁業協同組合との人員や物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、海上交通による緊急輸送手段の確保に努める。
- ・ 孤立化するおそれのある集落において、救出・救助活動や、食料や医薬品などの支援物資の搬入を行うため、ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場（「防災対応離着陸場」という）を選定・確保（校庭，空き地，休耕田等の平地）し、平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

### (2) 道路管理者（県・市町村）

- ・ 崩土や落石等の危険性がある箇所の法面对策や橋梁の耐震対策などについて、孤立化するおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上、計画的に取り組む。そのため、県，市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。
- ・ 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、建設業団体やインフラ事業者等との連絡体制の整備を図る。

### (3) 通信事業者

- ・ 孤立化するおそれのある集落において、市町村等からの要請を踏まえ、固定電話を災害時優先電話として登録するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

### 3 孤立化した場合の対応

#### (1) 市町村

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、防災関係機関と連携を図り、地域住民の健康状態や、集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い、緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。
- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ・ 道路等の被災状況により、孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合、集落内での避難所の開設や、集落内で当面生活していくための飲料水・食料、非常用発電機等の日常生活に必要な物資を確保する。
- ・ また、孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合には、地域住民の要望等も踏まえ、集落外の避難所の確保を図り、防災関係機関と連携の上、地域住民を避難させる。
- ・ その他必要な対策について、防災関係機関等と連携を図りながら、迅速に実施する。

#### (2) 県

- ・ 市町村から孤立化している集落の発生情報の提供を受けて、消防や警察、自衛隊、国等と連携を図りながら、ヘリコプター等を活用した上空からの被害状況調査や、県職員の市町村役場への派遣（リエゾン）等による孤立化した集落内の状況把握（支援物資の要請や救急患者の搬送の有無など）を実施し、必要に応じて救急患者の搬送や各般の応急措置を実施する。
- ・ 孤立化の要因となっている道路等の被災状況や、地域住民の健康状態等に応じて、自衛隊への災害派遣要請や、その他防災関係機関への協力要請、県市町村間の災害時相互応援協定に基づく近隣市町村への応援要請を行う。
- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

#### (3) 道路管理者（県、市町村）

- ・ 道路管理者（県、市町村）は、国や建設業団体等と連携し、早期の道路啓開等の作業を実施するとともに、通行規制情報を適宜、提供する。
- ・ 道路管理者（県、市町村）は、道路の被災状況や地域の実情等により、道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合は、国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。

#### (4) 港湾・漁港管理者（県、市町村）

- ・ 港湾・漁港管理者（県、市町村）は、国や建設業団体等と連携し、船舶の停泊施設への接岸等の可否状況について早期に把握するとともに、停泊施設の応急復旧の実施に努める。

#### (5) 通信事業者

- ・ 通信事業者は、被災による架線の切断や携帯電話基地局の被害により、通信が確保できない場合、様々な手段で応急復旧作業を速やかに実施する。
- ・ 通信事業者は、孤立化した集落との通信手段を確保するため、自社が保有している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星通信対応の特設公衆電話を設置する。
- ・ 通信事業者は、応急復旧作業が長期化するおそれのある場合、自社の保有する移動型基地局（車載型基地局、船上基地局など）を活用し、孤立化した集落における通信手段の確保を図る。

(6) 警察

- ・ 警察は、孤立化した集落における地域住民の安否確認、行方不明者の捜索、救出・救助を実施するとともに、道路管理者と連携を図りながら、集落への緊急交通路の確保を図る。

(7) 自衛隊

- ・ 自衛隊は、県からの災害派遣要請等に基づき、ヘリコプターなど航空機による被災状況の把握、孤立化した集落における地域住民の救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所等における炊飯支援や給水活動、物資の輸送等を実施する。

(8) その他の防災関係機関

- ・ その他防災関係機関は、県や市町村からの協力要請があった場合、被災状況の把握、孤立化した集落からの地域住民の救出・救助、資機材の輸送等の災害応急対策の実施を図る。

#### 4-3 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

平成 25 年 8 月 内閣府（防災担当）  
（抜粋）

##### 1 避難行動要支援者名簿

###### (1) 平成 25 年の法制化の背景

東日本大震災の教訓として、障害者、高齢者、外国人、妊産婦等について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、これらの者に係る名簿の整備・活用を促進することが必要とされたことから市町村に避難行動要支援者名簿の作成が平成 25 年の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）の改正により、義務化された。

###### (2) 運用状況を踏まえた、求められた改善

避難行動要支援者名簿に掲載された情報が地域の避難支援等関係者（消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。以下同じ。）にも適切に提供され、災害時に当該情報が活用されるよう、これまで当該名簿の作成に係る市町村の取組が進められてきた。これにより、避難行動要支援者名簿は、99.2%（令和 2 年 10 月 1 日時点、消防庁調べ）の市町村で作成されていた。

しかしながら、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」（以下「サブワーキンググループ」という。）において、課題として、避難行動要支援者名簿の掲載対象者について、真に避難支援を要する者を正確に把握することができていない場合があることや、災害対応の場面で名簿情報が十分に活用されたと言える状況には至っていない場合があること、平時からの名簿情報の提供が進んでいないこと等が示された。また、今後の対応の方向性として、避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職や町内会、自治会など、地域の鍵となる人や団体と連携することや、名簿は避難支援、安否確認、発災後の生活支援等に活用すること、名簿情報の外部提供への同意を避難行動要支援者から得ることに取り組むことが必要であることなどが示された。

「第Ⅱ部 避難行動要支援者名簿」では、こうした観点から取り組むべき事項が、令和 3 年 5 月の改定で追記された。

##### 2 個別避難計画

###### (1) 取組指針に基づく個別避難計画

令和 3 年 5 月の改定前の取組指針においては、避難行動要支援者名簿の作成に併せて、個別避難計画を作成することが適切であることや、地域の特性や実情を踏まえつつ個別避難計画を作成することが望ましいことが示されていた。これに基づき個別避難計画の作成が進められ、福祉専門職や社会福祉協議会が参画した取組が行われるなど、自治体と関係者との連携の在り方は、地域の実情に応じて多様である。

個別避難計画の作成状況は、名簿に掲載されている者全員について個別避難計画の作成を完了している市町村は 9.7%、掲載者の一部について作成が完了している市町村 56.9%、未作成の市町村は 33.4%となっていた。（令和 2 年 10 月 1 日時点）

###### (2) 運用状況を踏まえ、求められた改善事項

近年の災害においても、多くの高齢者が被害に遭い、障害者等の避難が適切に行われなかった事例があった状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成

が有効である。

サブワーキンググループの最終とりまとめにおいて、「個別避難計画の作成について、更に促進されるようにするために、制度的な位置付けの明確化が必要である」旨盛り込まれ、令和3年の改正防災対法においては、個別避難計画の作成について市町村の努力義務という形で規定された。

個別避難計画の作成の詳細は第Ⅲ部以降で詳述するが、特に以下の事項に留意する必要がある。

- ・個別避難計画の作成は、市町村が主体となり、実効性ある計画とするため、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、企業等、様々な関係者と連携して取り組むことが必要である。また、当該市町村における関係者間での役割分担に応じて作成事務の一部を外部に委託することも考えられる。
- ・個別避難計画の作成に当たり、計画の実施に関係する者が参加する会議（地域調整会議）を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことが望ましい。これにより、共助による避難の取り組みが推進されることにもつながる。
- ・個別避難計画の作成に当たっては、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成されるよう、優先度が高い方から作成することが適当であり、優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組んでいただきたい。
- ・一方で、できる限り早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするためには、市町村が作成する個別避難計画として、○市町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、○本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画（以下「本人・地域記入の個別避難計画」という。）づくりを進めることが適当である。・個別避難計画は、よりよい避難を実現しようという趣旨のものであって、市町村や、個別避難計画作成の関係者等に対して、計画に基づく避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではない。
- ・都道府県が管内の市町村の取組を共有できる場を設け、管内の市町村の事例や経験の共有が図られること等により、市町村単独での取組と比較して効果的・効率的な実施が期待される。このように都道府県の役割は重要であり、都道府県と市町村で対応について検討し、特に、人材育成や関係団体との調整など広域的に取り組むことが効果的・効率的となる事項については、都道府県の関与による個別避難計画作成促進の取組を実施することが期待される。

### 3 避難行動要支援者名簿の範囲と個別避難計画の対象者の範囲の関係

災対法は、「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」を避難行動要支援者として、その名簿を作成しておかなければならないとしている。令和3年5月の改正で、その名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努めなければならないとされたところであり、最終的には、名簿に係る避難行動要支援者全てについて作成が必要となる。

しかし、「65歳以上であること」等避難能力に着目しない要件を用いて名簿を作成している場合には、避難能力や支援の要否について災対法で規定する避難行動要支援者の要件に該当しないものも名簿に記載又は記録（以下「記載等」という。）されていることが考えられるため、真に「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」を対象として避難行動要支援者の範囲を設定し、避難行動要支援名簿を精査し、個別避難計画の作成に取り組んでいくことが適当である。

### 4 個別避難計画と地区防災計画の関係

個別避難計画の作成は、避難行動要支援者について、関係者による避難支援の確保等を図るため、市町村が作成主体となり、関係者や本人等の参画を得て取り組まれるものである。このため、地区内で個別避難計画が作成されている場合、地区住民等は、地区防災計画の素案作成に当たり、個別避難計画におい

て記載等された避難支援の内容を前提として、健康加齢者や避難行動要支援者も含む地区住民等を対象に、避難その他の防災の取組を計画する必要がある。

したがって、地区防災計画では、個別避難計画で定められた避難支援を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地域全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、避難訓練等で両計画の連動について実効性を確認することが重要である。そのような観点からも、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者に個別避難計画情報の外部提供の同意を得て、個別避難計画情報を避難支援等に活用することが重要である。

## 5 個人番号（マイナンバー）の利用

令和3年の災対法改正において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）も改正され、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新事務について、個人番号を利用することができることとなった。

これにより、市町村の事務の負担軽減及び効率化につながるるとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画への記載等した事項の更新を随時、迅速に行うことが可能となり、避難行動要支援者本人にとっても、より実効性のある避難支援等の提供を受けることが可能となる。

（参考）避難確保計画及び非常災害対策計画等

社会福祉施設には、円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難計画として避難確保計画（水防法）と非常災害対策計画等（介護保険法等）の作成が義務付けられている。

<参考>

○避難確保計画関係 ・ 水防法（昭和24年法律第193号）

- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）

○非常災害対策計画等関係

- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）等
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）等
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）等

○業務継続計画関係

- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 等
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 等
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 等
- ・ 病院におけるBCPの考え方に基づいた災害対策マニュアルについて（平成25年9月4日医政指発0904第2号） 等

#### 4-4 危険区域内の要配慮者利用施設

##### 1 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

なし

##### 2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

種別	施設名	所在地	電話番号
小学校	中種子町立星原小学校	中種子町納官 6425 番地	0997-27-7007
小学校	中種子町立岩岡小学校	中種子町坂井 969 番地	0997-27-9501
児童発達支援センター	すまいるキッズ	中種子町増田 3842 番地 2	0997-27-1800

##### 3 津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設

なし

## 5. 気象等観測に関する資料

### 5-1 注意報・警報及び気象情報の発表

警報・注意報発表基準一覧表

平成 27 年 4 月 23 日現在  
発表官署 鹿児島地方気象台

中種子町	府県予報区	鹿児島県			
	一時細分区域	種子島・屋久島地方			
	市町村等をまとめた地域	種子島地方			
警 報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1 時間雨量 70 mm		
		土壌雨量指数基準	214		
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 70 mm		
		流域雨量指数基準	-		
		複合基準	-		
		指定河川洪水予報 による基準	-		
	暴風	平均風速	陸上	25m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 10 cm		
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	2.3m		
注 意 報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 40 mm		
		土壌雨量指数基準	147		
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 40 mm		
		流域雨量指数基準	-		
		複合基準	-		
		指定河川洪水予報 による基準	-		
	強風	平均風速	陸上	15m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	15m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 5cm		
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	2.0m		

注 意 報	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 65%		
	なだれ	積雪深さ 100 cm以上で次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30 cm以上		
	低温	冬期：最低気温が－4℃以下		
	霜	最低気温 4℃以下		
	着氷・着雪			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	120 mm		

#### 警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壤雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図を参照。  
([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_h.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_h.html))
- (7) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壤雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (8) 土壤雨量指数基準は 1 km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料を参照のこと。

([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html))

(9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

(10) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、または、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(11) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面 (TP) を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL (平均潮位) 等を用いる。

(12) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として見準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定見準」を設定し、通常より低い見準で運用することがある。

## 5-2 雨量観測所

関係土木 事務所名	流域河川名	観測所名	位置	雨量計種別	管理者（所属）	備考
熊毛	—	中種子地域気象観測所	中種子町砂中・空港	アメダス	鹿児島地方気象台長	
	—	浜津脇	〃 納宮	テレメータ	熊毛支庁建設部長	I S
	—	増田	〃 増田	〃	〃	L S
	—	熊野浦	〃 坂井	〃	〃	L S

(H27 県水防計画より)

- ※ アメダス：アメダステータ等統合処理システムにより、鹿児島地方気象台に配信される。  
 テレメータ：雨量や水位などの観測データを無線回線等により監視局へ収集する。  
 (テレメータには、別途自記雨量計及びデジタル雨量計を併設するものを含む。)  
 I S：H8～H10『鹿児島県河川情報システム』による整備（テレメータ化を含む。）  
 L S：H10～H12『鹿児島県土砂発生予測システム』による整備

## 6. 通信に関する資料

### 6-1 防災行政無線の整備状況

(令和7年12月現在)

地区名	無線等設置状況	戸別受信機設置状況
星原	同報系	全戸
納官	同報系	全戸
増田	同報系	全戸
野間	同報系	全戸
油久	同報系	全戸
南界	同報系	全戸
岩岡	同報系	全戸

### 6-2 同報無線設置箇所

#### 1. 屋外拡声器

(令和7年12月現在)

番号	地区名(集落)	設置場所	空中線
1	野間(役場)	中種子町野間 5186	ダイポール
2	星原(牧川)	中種子町牧川 976-1	3素子
3	星原(浜津脇) 2	中種子町納官 5410-1	3素子
4	星原(浜津脇) 1	中種子町納官 6375-10	3素子
5	星原(坂元)再送信	中種子町納官 5188	5素子
6	納官(平鍋)	中種子町納官 2580-1	5素子
7	納官(春田)	中種子町納官 2129	3素子
8	納官(原之里)	中種子町納官 443-1	3素子
9	増田(古房)	中種子町増田 6684-1	5素子
10	増田(中之町)	中種子町増田 6140-1	3素子
11	増田(郡原)	中種子町増田 5843-4	3素子
12	増田(二十番)	中種子町増田 7452-36	5素子
13	野間(中山)再送信	中種子町野間 1047	5素子
14	野間(大平)	中種子町野間 2174-6	3素子
15	野間(伏之前) 1	中種子町野間 16965-1	3素子
16	野間(伏之前) 2	中種子町野間 4287-1	3素子
17	野間(伏之前) 3	中種子町野間 1542-1	3素子
18	野間(上方)	中種子町野間 5349	5素子
19	野間(横町)	中種子町野間 5157-1	3素子
20	野間(畠田)	中種子町野間 6358-1	3素子
21	野間(高峯)	中種子町野間 6573-1	3素子
22	野間(町山崎)	中種子町野間 6946-3	3素子
番号	地区名	設置場所	空中線

番号	地区名（集落）	設置場所	空中線
23	野間（竹屋野）	中種子町野間 8818-3	3 素子
24	野間（満足山）	中種子町野間 12582	3 素子
25	野間（大牟礼）	中種子町野間 15937-12	3 素子
26	野間（伊原）	中種子町野間 15100-3	5 素子
27	野間（運動公園）	中種子町野間 5898-2	3 素子
28	油久（美座）	中種子町油久 3628-1	3 素子
29	油久（東之町）再送信	中種子町油久 2236-1	5 素子
30	油久（女洲）	中種子町油久 800-2	3 素子
31	南界（田島）	中種子町田島 306-4	3 素子
32	南界（本村）	中種子町坂井 3394-2	3 素子
33	南界（新町）	中種子町坂井 5986-35	5 素子
34	南界（塩屋）	中種子町坂井 5637-3	3 素子
35	南界（中田）	中種子町坂井 1836	5 素子
36	岩岡（阿高磯）再送信	中種子町田島 4099-1	5 素子
37	岩岡（屋久津）	中種子町坂井 1038-2	3 素子
38	岩岡（梶瀉）	中種子町坂井 1121	3 素子

## 7. 食料・応急住宅・水道等に関する資料

### 7-1 食料（主食米）の調達先

機関名	所在地	電話番号
九州農政局 鹿児島農政事務所	鹿児島市小川町 3-64	099-222-0121
鹿児島県 農政部農産園芸課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-3195

### 7-2 応急仮設住宅建設候補地

応急仮設住宅必要戸数	46戸
------------	-----

敷地コード	
①グラウンド・公園	④公民館
②小学校	⑤公有地（跡地等）
③中・高校	⑥民有地

整理番号	地名地番	敷地の現状	コード	敷地面積 (㎡)		建設可能戸数	優先判定
				全体敷地面積	建設可能敷地面積		
502-1	納官 6130	旧中学校跡地	5	6,188	3,250	32	B
502-2	増田 3952	旧中学校跡地	5	9,360	4,565	48	B
502-3	納官 500	小学校校庭	2	2,533	1,728	16	C
502-4	油久 2340	小学校校庭	2	2,600	1,323	18	C
502-5	坂井 969	小学校校庭	2	4,164	2,146	24	C
502-6	田島 306-1	旧中学校跡地	5	6,558	3,331	34	B
502-7	野間 4287	公園	1	2,510	2,200	40	A
合計				33,913	18,543	212	

優先判定	箇所数	建設可能敷地面積計 (㎡)	建設可能戸数
A	2	2,200	40
B	2	14,373	114
C	3	5,197	58

7-3 水道施設の概要

(令和7年12月現在)

原水の種別	表流水, 深井戸, 湧水
許可年月日	昭和33年
計画給水人口	8,230
年度末給水人口	6,787
一日最大配水量	4,810
普及率(対事業区域内人口)	99.9%

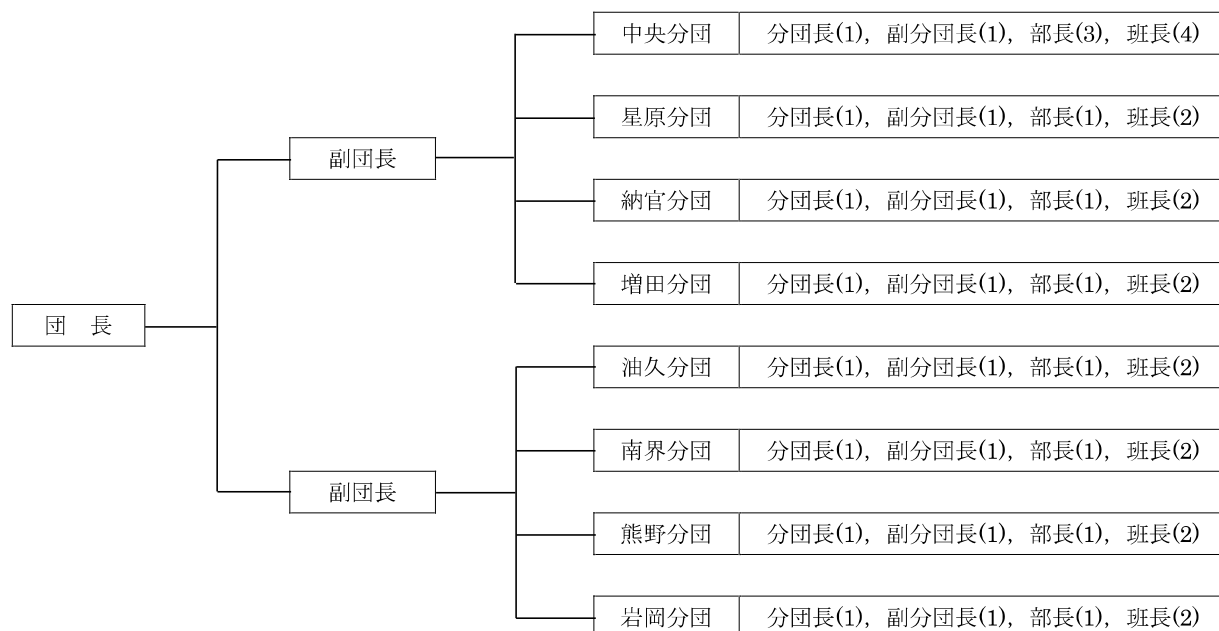
7-4 給水資機材等の整備状況

(令和7年12月現在)

資機材等名		数量
車 両	給水車(10t)	1台
給 水 容 器	給水タンク 300ℓ	4個
	給水タンク 500ℓ	5個
	ポリ容器(12ℓ)	13個
	ポリ容器(18ℓ)	7個
	ビニール袋(6ℓ)	100枚
機 材	発電機	1台

## 8. 消防・危機施設等に関する資料

### 8-1 消防団の組織



### 8-2 消防団の定員及び装備状況

(令和7年12月現在)

本部・分団名	定員 (人)	装 備			
		タンク車	ポンプ車	積載車	小型ポンプ
団本部	3				
中央分団	40	2	1		1
星原分団	20			1	1
納官分団	20		1		1
増田分団	20			1	1
油久分団	20			1	1
南界分団	20			2	1
熊野分団	20			1	1
岩岡分団	20			2	1
合計 (8分団)	183	2	2	8	8

8-3 消防施設・装備の状況

(令和5年4月現在)

分遣所	分団	分遣所		分団		救急車	指令広報車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	消防無線			ボートパワー
		小型動力ポンプ付水槽車	消防ポンプ自動車水槽付	水槽付消防車	普通消防車					基地局	移動局	携帯局	
1	8	1	1	—	—	2	1	7	8	1	7	6	0

手動式スプレッター・カッター	油圧式スプレッター・カッター	発電機	投光器	酸素吸入器	林野火災用ジェットシューター	8リットル型空気呼吸器	耐熱服	ホース		消火栓	水槽		スノーストラップ(20リットル)科学消火剤	救命胴衣
								分遣所	分団		20〜40	40以上		
0	3	4	3	4	3	6	0	101	—	71	0	100	0	8

8-4 危険物施設状況

(令和7年12月現在)

番号	名称	住所	電話番号	製造所等
1	J A種子屋久 中種子ライスセンター	野間 11752	27-0847	屋外タンク (休止)
2	新光糖業株式会社	野間 11033	27-1260	屋外タンク (重油)
3	宇宙航空研究開発機構 増田通信所	増田 1897	27-1990	屋外タンク (重油), 一般取扱所
4	コスモライン株式会社 市丸澱粉	納官 180	27-0104	屋外タンク (重油)
5	中種子第2葉タバコ生産組合	野間 15083-4	27-2735	屋外タンク (灯油)
6	(株) 石橋建設プラント工場	油久 5314	27-0145	屋外タンク (重油)
7	(有) 池山建設プラント工場	増田 7430-11	27-0390	屋外タンク (重油), 一般取扱所
8	森山養鰻	田島 1003-3	27-0507	屋外タンク (休止)
9	(有) 河口ガス	野間 5002-1	27-0127	屋外タンク (灯油), 屋外貯 (灯油), 一般取扱所
10	種子島石油 (株) 中央SS	野間 6477	27-0205	屋外タンク (重油), 一般取扱所, 給油取扱所, 移動タンク 2台
11	(株) サンロード	増田 2692-64	27-5070	屋外タンク (灯油), 航空給油所, 移動タンク (ジェット燃料) 3台, 一般取扱所
12	N T T西日本 中種子交換局	野間 5297-9	27-1985	地下タンク (軽油)
13	岩崎産業㈱ コスモリゾート種子島ゴルフクラブ	増田 2810	27-7888	地下タンク (灯油), 自家用給油所
14	種子島漁業協同組合 中種子支所	坂井 5647	27-9216	地下タンク (重油), 船舶給油所
15	中南衛生管理組合	野間 17007-1	27-1457	地下タンク (重油, メタノール)
16	種子島空港	増田 2392-131	27-5111	地下タンク (軽油)
17	国土交通省 大阪航空局長	増田 空港敷地内	27-0225	地下タンク (軽油)

番号	名 称	住 所	電話番号	製造所等
18	J A種子屋久 中種子給油所	野間 4230	27-0254	移動タンク 2 台, 給油取扱所
19	J A種子屋久 坂井給油所	坂井 3394-2	27-8200	移動タンク 1 台, 給油取扱所
20	種子島石油 (株) R 5 8 給油所	野間 1125-1	27-0006	給油取扱所
21	(有)池山総合サービス 中種子給油所	野間 5224-1	27-3450	移動タンク 2 台, 給油取扱所
22	(株) GLOBAL THINK 中央給油センター	野間 5137-2	24-2255	移動タンク 2 台, 給油取扱所
23	(株) GLOBAL THINK 十文字給油センター	坂井 2181-343	24-6730	移動タンク 4 台, 給油取扱所
24	(有) 中種子石油店	野間 5269	27-1171	給油取扱所

## 第2章 第3節 教育訓練計画

この計画は、近年における災害の複雑多様化及び消防業務の高度化に対処するため、教育訓練を計画的に実施し、消防職員の知識及び技能の習得と資質の向上を図ることを目的として定めるものである。

### 1 教育

消防本部において、毎年度当初に職員教育計画に係る教育方針を示すものとする。

#### (1) 学校教育

職員を県消防学校又は消防大学校に派遣し、消防教養の習得を行わせる。

##### ア 初任教育

職員を新規採用したときは、県消防学校の初任科に派遣し基礎的な教育訓練を行う。

##### イ 専科教育

現任の職員に対して特定の分野に関する専門的な教育訓練を行う。

##### ウ 幹部教育

各級幹部に対して必要な教育訓練を行う。

##### エ 特別教育

前3号以外で特別の目的のために教育訓練を行う。

#### (2) 委託教育

職員の派遣又は委託研修を計画的に行い、職務に必要な知識、技能の習得を図り、消防業務の遂行と勤務意欲の向上に努める。

#### (3) 一般教育

職員の一般的な資質の向上並びに消防に関する知識及び技能の習得、向上を図るため、所属で行う。

##### ア 初任教育

初任者に対し必要な消防実務について教育を行う。

##### イ 現任教育

消防業務を遂行する上に必要な事項について教育を行う。

##### ウ 幹部教育

指揮監督する立場にある者に対し、必要な事項について教育を行う。

##### エ その他の教育

講習会、研修会及び検討会等による教育を行う。

### 2 訓練

#### (1) 基礎訓練

##### ア 規律訓練

消防訓練礼式の基準に基づき、月例点検時あるいは各種の訓練の機会に適宜実施するものとする。

##### イ 車両訓練

消防車両の操縦技術及びポンプ運用技術の向上をはかるため、車両訓練を計画的に実施し、操縦訓練は自動車運転免許取得者について、機関員登用のための操縦訓練を実施する。また随時、地理、水利の把握と合わせて機能の点検、操縦技術の向上を図る目的で運転訓練を実施する。

##### ウ 操法訓練

各種操法技術の向上、習熟に努めるとともに、ポンプ操法訓練又は放水訓練を適宜実施する。

エ 機械器具の取扱訓練

隊長は、隊員にポンプ自動車等の取扱を習熟させる目的で救助資機材点検、取扱訓練を行事計画の中で各隊1回ずつを基本とし、適宜実施させる。

オ 消防救助技術訓練

中高層建築物等の人命救助のため、消防安全技術基準に基づき消防救助技術訓練を適宜行うものとする。

カ 防ぎょ技術訓練

複雑多様化する火災等に備え、防ぎょ技術の向上を図るため適宜訓練を行い、年次計画に基づき現場想定訓練を実施する。

(2) 火災防ぎょ訓練

ア 基礎訓練

(ア) 非常招集訓練

非常招集訓練は消防長が必要と認めたととき随時実施する。

(イ) 出動訓練

署所、隊において適宜出動訓練を実施する。

(ウ) 人命救助訓練

救助隊並びに救急隊を主体として人命救助訓練を適宜実施する。

イ 建物火災防ぎょ訓練

危険地域、中高層建物及び重点特殊建物、化学災害危険箇所を重点的に適宜実施する。  
その他自衛消防隊との合同訓練を必要に応じ適宜実施する。

ウ 文化財火災防ぎょ訓練

毎年1月26日を中心に、指定文化財を考慮し訓練を実施するものとする。

エ ガス漏れ対策合同訓練

ガス事業者と警察その他関係機関合同によるガス漏れ対策訓練を適宜行うものとする。

オ 危険物火災防ぎょ訓練

現場想定訓練にあわせて適宜行うものとする。

カ 車両火災防ぎょ訓練

関係機関の協力を得て訓練を適宜実施するものとする。

キ 林野火災防ぎょ訓練

署所は、消防団等関係機関と合同で林野火災防ぎょ訓練を適宜行うものとする。

ク 船舶火災防ぎょ訓練

署所は、消防団、海上保安庁その他関係機関と合同で適宜実施するものとする。

(3) 水災防ぎょ訓練

ア 基本訓練

水防工法について、適宜基本訓練を行うものとする。

イ 水防訓練

署所は、構成市町災害対策本部が構成市町地域防災計画に基づき実施する水防訓練に参加するものとする。

(4) 救急救助訓練

ア 救急訓練

熊毛地区消防組合救急業務規程（以下「救急業務規程」という。）に基づく救急訓練を適宜実

施する。

イ 集団救急事故訓練

年間計画に基づき、関係機関の協力を得て集団救急事故訓練を実施する。

ウ 救助訓練

年間計画に基づく救助訓練を適宜実施する。

(5) 総合防災訓練

構成市町の災害対策本部が構成市町地域防災計画に基づいて行う総合防災訓練に参加する。

また、鹿児島県災害対策本部が県地域防災計画に基づいて行う総合防災訓練に協力の要請があった場合は参加する。

(6) 地震災害対策訓練

ア 情報伝達訓練

地震発生を想定した各種情報訓練を関係機関と適宜実施する。

イ 避難誘導訓練

構成市町災害対策本部が構成市町地域防災計画に基づき実施する避難誘導訓練に参加するものとする。

ウ 非常招集訓練

有線若しくは無線による職員の非常招集訓練を適宜実施する。

## 9 医療・衛生に関する資料

### 9-1 医療機関

名称	所在地	電話番号	FAX	診療科目
田上診療所	野間 5306 番地 11	27-0325	27-2720	内科, 整形外科, 小児科
高岡医院	野間 6337 番地 7	27-3100	27-3148	内科, 胃腸科, 呼吸器科
中種子クリニック	野間 6481 番地 1	27-3222	27-3202	内科, 外科, リハビリテーション科
鎌田歯科医院	野間 5298 番地 33	27-2515	27-2516	歯科
羽生歯科医院	野間 5105 番地 7	27-0023	27-1711	歯科
田中歯科医院	野間 5102 番地 22	27-3337	27-3337	歯科

### 9-2 ごみ・し尿収集運搬車

(令和 7 年 12 月現在)

区分	ごみ						し尿		合計	
	塵芥車		トラック等		小計		糞尿者			
	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
直営分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託業者分	4	9.6	4	5.4	8	15.0	0	0	8	15.0
許可業者分	0	0	0	0	0	0	6	20.8	6	20.8

### 9-3 廃棄物・し尿処理施設

#### 1 種子島地区広域事務組合 種子島清掃センター

所在地（電話番号）	西之表市西之表白崩 17385-2（28-3310）
敷地面積	22,000 m <sup>2</sup>
可燃物（燃えるゴミ）処理施設	竣 工：平成 24 年 3 月 処理方式：連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉） 処理能力：22 t / 24 h × 1 炉
リサイクル施設	竣 工：平成 24 年 3 月 処理能力：7 t / 日
管理型最終処分場	竣 工：平成 24 年 3 月 埋立容量：24,000 m <sup>3</sup> （8,000 m <sup>3</sup> × 3 区画）
処理区域の概況（令和 7 年 12 月末現在）	処理区域：西之表市 ・ 中種子町 計 人 口：13,616 人 ・ 6,984 人 20,600 人 世 帯 数：7,689 世帯 ・ 3,998 世帯 11,687 世帯
浸出水処理施設	竣 工：平成 24 年 3 月 処理能力：8 m <sup>3</sup> / 日

#### 2 中南衛生管理組合 中南広域し尿処理場

所在地（電話番号）	中種子町野間 17007-25（27-1457）
敷地面積	10,000 m <sup>2</sup>
し尿処理施設	竣 工：昭和 48 年 3 月（改築 平成 15 年 3 月） 処理方式：標準脱窒素処理＋高度処理 処理能力：30kℓ / 日（し尿 10 kℓ / 日，浄化槽汚泥 20 kℓ / 日） 処理計画人口：17,122 人

#### 9-4 火葬場

##### 中南広域斎苑

所在地（電話番号）	中種子町野間 15195-2（27-3444）
敷地面積	6,616 m <sup>2</sup>
斎場施設	竣 工：昭和 62 年 4 月（改修 令和 4 年 3 月） 施 設 数：火葬炉 2 基，冷却室 2 基

#### 9-5 遺体安置所

##### 中種子町立体育館

所在地（電話番号）	中種子町野間 5170-13（24-2226）
建床面積	2,159 m <sup>2</sup>
体育施設	竣 工：昭和 52 年 4 月 構 造：鉄筋コンクリート

## 10. 輸送に関する資料

### 10-1 救援物資等集積場所

名称	所在地	電話番号	面積
中種子陸上競技場	野間 5897	24-2226	34,922 m <sup>2</sup>
種子島中央体育館	野間 5930-1	24-2226	1,680 m <sup>2</sup>

### 10-2 ヘリコプター緊急時離着陸場

名称	所在地	設置(管理)者	連絡先	面積, その他
中種子陸上競技場	野間 5897	中種子町	24-2226	34,922 m <sup>2</sup>
種子島新空港	増田 2692-64	中種子町	27-5111	11.1K m <sup>2</sup> 照明あり

### 10-3 緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路	県道 76号 野間十三番西之表線	県道 75号 西之表南種子線
	町道 下馬通線	国道 58号
第2次緊急輸送道路	国道 58号	県道 75号 西之表南種子線
第3次(町が指定する) 緊急輸送道路	県道 583号 新種子島空港線	町道 浜津脇1号線
	町道 野間納官線	町道 広ヶ野中之町線
	町道 増田1号線	町道 公園通り線
	県道 75号 西之表南種子線	県道 588号 野間島間港線
	町道 横町通り線	町道 高峯竹屋野線
	町道 広ヶ野原尾線	町道 野間阿高磯線
	町道 美座女洲線	町道 坂井熊野線
	町道 屋久津衣之平線	町道 中田屋久津線
	町道 本村中田線	
第3次(町が指定する) 緊急輸送道路【他市町管理】	西之表市 市道 立山十六番線	
	南種子市 町道 長谷島間線	
	町道 長谷平山線	

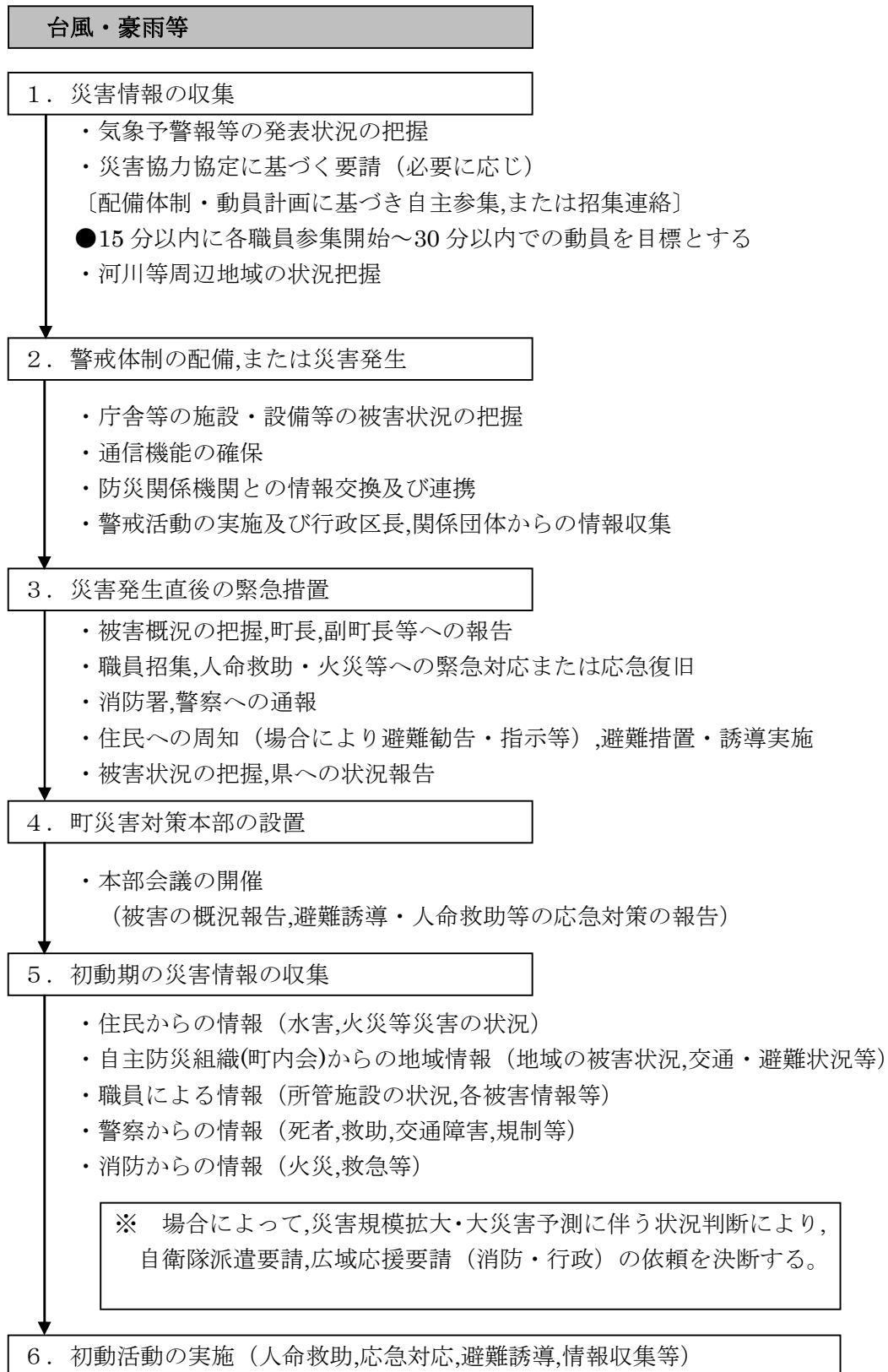
10-4 緊急通行車両事前届出書及び届出済証

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両事前届出書</h2>		年 月 日
鹿児島県公安委員会 殿		申請者住所 (電 話) 氏		名
印				
番号標に標示 されている番号 (登録番号)				
車両の用途(緊急 輸送を行う車両 にあつては、輸送 人員又は品名				
使用者	住 所	(電話)		
	氏 名			
出 発 地				
(注) この事前届出書は1部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。				
地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両事前届出済証</h2>		第A- 号
上記のとおり事前届出を受けたことを証する。				
				年 月 日 鹿児島県公安委員会 印
(注) 1 大規模地震対策特別措置法, 災害対策基本法, 原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部, 警察署, 交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ, 又は本届出済証を亡失し, 汚損し若しくは破損した場合には、公安委員会(警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 1 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 2 緊急通行車両等が廃車となったとき。 3 その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。				

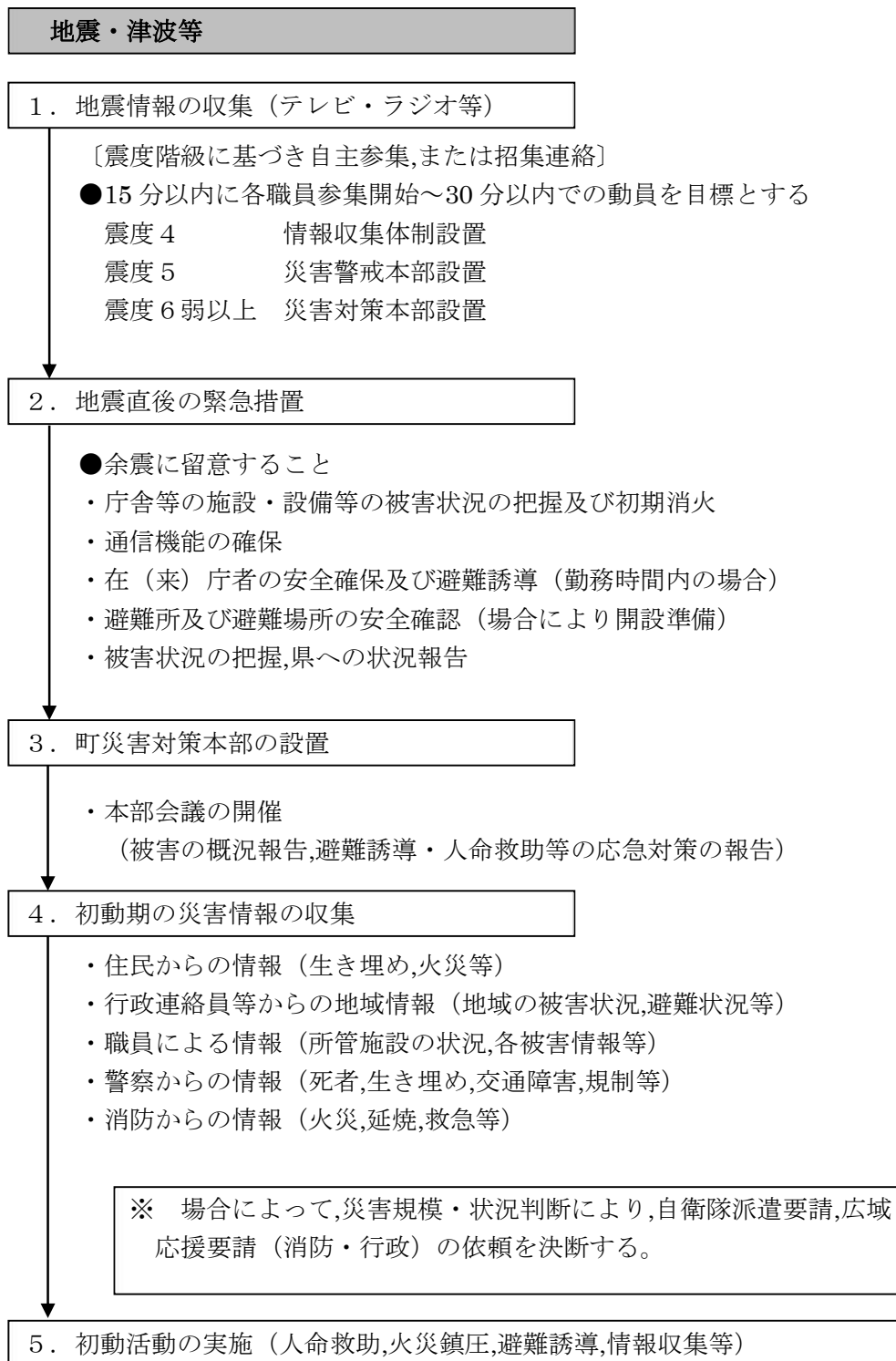
備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。

# 1 1. その他対策等に関連する資料

## 11-1 風水災害時等の初動対応フロー（勤務時間外）



11-2 地震災害等の初動対応フロー（勤務時間外）

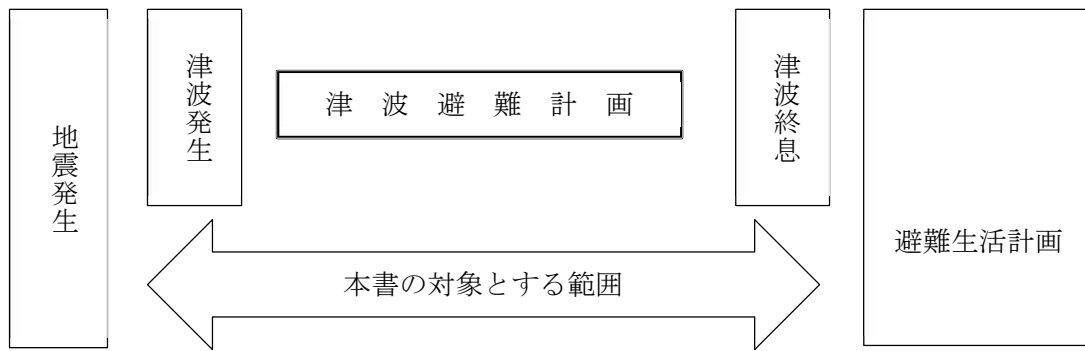


## 第1章 津波避難に関する基本事項

### 第1節 目的

本資料は、将来発生が想定される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2,3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難に関する計画査定の為の検討資料である。

従って、山・崖崩れ、延焼火災、余震による家屋倒壊の危険のある場合等の避難計画、あるいは被災による避難生活を円滑に行うための避難生活計画については、それぞれの計画において必要となる事項を盛り込み定める。本計画は、津波から命を守るため早く避難するにはどうしたら良いかといった観点から作成するものとし、避難所における被災者支援の内容にまでは言及しない。



### 第2節 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

	用語	定義
1	津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び浸水深をいう。本計画では鹿児島県の津波シミュレーション結果に基づき定めた。
2	避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波の浸水想定区域に基づき町が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、浸水区域よりも広い範囲で指定する。
3	避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要のない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
4	避難路	避難する場合の道路で、市町村が指定に努める。
5	避難経路	避難する場合の道路で、自主防災組織、住民等が設定する。
6	緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。町が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。
7	避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない



## 第2章 避難計画

### 第1節 津波の浸水想定区域及び到達予想時間の設定

本町においては、内閣府が平成24年8月に公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）津波断層モデル編」における「室戸岬沖と日向灘に大すべり+超大すべり域を2箇所設定したケース（南海トラフCASE11）」と、「種子島東方沖」の2つの震源での地震が被害を及ぼす可能性が高いと考えられる。

本計画では、県が作成したこれら二つの震源による津波の浸水想定の結果から、1mの津波が到達する津波到達予想時間を11分とし、最大津波高を8.9mとして避難計画を策定する。

#### 【津波到達時間・津波高】

	津波の高さ+1m (分)	最大津波 (分)	最大津波高 (T.P.m)
南海トラフ CASE11	27	33	8.90
種子島東方沖	11	89	5.14

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

### 第2節 津波避難場所等の設定

避難対象地域、避難目標地点、緊急避難場所、避難路、避難困難地域等は次のとおり設定する。

#### 第1 避難対象地域

避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域である。

避難対象地域は、津波浸水想定区域図に示した最大の津波浸水想定区域に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

#### 第2 避難目標地点

住民等は、安全性の高い避難目標地点を設定する。

避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ避難する際に、とりあえず津波の危険から命を守るために避難の目標とする地点であり、夜間照明、情報機器（伝達・収集）、食料等は備わっていない。従って、避難者は、避難の際にはラジオ等の携帯を心がけるとともに、必要な情報等を得るために、町が指定する緊急避難場所又は浸水想定区域外の安全な避難所へ避難する必要がある（この際に、津波警報等が解除されるまでは、津波浸水想定区域内を經由して避難してはいけない）。

また、町においては、避難目標地点の周辺への同報無線の整備等を進め、避難者に対して必要な情報を伝達できる措置を講じておく。

#### 第3 緊急避難場所等の指定・設定

町は、緊急避難場所が備える必要のある安全性や機能性が確保されている場所を、緊急避難場所として指定するよう努める。

緊急避難場所の指定にあたっては、何よりも安全性が確保されていることが重要であり、機能性は段階的に確保することを念頭に、積極的に緊急避難場所を指定・設定する。

安全性については、最大クラスの津波への対応を原則とするが、それが困難な場合には、最低でも「比較的発生頻度の高い津波」に対して対応できるものとし、「最大クラスの津波」に備えて、住民等が時間と余力のある限り、より「安全な避難場所」を目指す避難行動を推進する。そのため、緊急避難場所の危険度・安全度を明確にし、津波ハザードマップや建物への想定浸水高の表示、地域の地盤高や避難先の海拔表示、海岸からの距離表示等により周知するよう努める。

また、緊急避難場所の指定に際しては、避難路等の容量を踏まえて、津波到達までに避難できる距離や、緊急避難場所の収容可能人数を考慮した上で、避難可能な区域の範囲を検討する。

なお、機能性の確保にあつては、避難者数に応じた十分なスペースを確保するとともに、情報機器（戸別受信機、ラジオ等）を優先的に整備し、避難者に対して津波観測情報や被害状況、津波警報等の切り替えや解除等の情報を適時、的確に伝達する。

#### 第4 避難路の指定・避難経路設定

町は、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するよう努める。住民等は、安全性の高い避難経路を設定する。

避難路・避難経路は、避難目標地点まで最も短時間で到達できる経路を指定・設定するが、安全性の高い経路を定めることが重要であり、次の点に留意する。

##### 【避難路の安全性と機能性の確保】

- ・山、崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。
- ・橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- ・防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- ・海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。
- ・避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する（海岸方向にある緊急避難場所へ向かっての避難をするような避難路の指定は原則として行わない）。
- ・避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波避難ビルが指定されていることが望ましい。
- ・地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。
- ・家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。
- ・円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。
- ・夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- ・階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

### 【避難経路の安全性の確保】

- ・山・崖崩れ,建物の倒壊,転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。
- ・複数の迂回路が確保されていること。
- ・海岸,河川沿いの道路は,原則として避難経路としない。
- ・避難途中での津波の来襲に対応するために,避難経路に面して津波避難ビルが指定されていることが望ましい。
- ・階段,急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

## 第5 避難困難地域

津波到達予想時間と歩行速度から避難目標地点までの避難可能距離（範囲）を設定する。津波到達予想時間は,本章1節で求めた時間を用いる。

### 1 歩行速度

歩行速度は 1.0m/秒（老人自由歩行速度,群集歩行速度,地理不案内者歩行速度等）を目安とするが,歩行困難者,身体障がい者,乳幼児,重病人等についてはさらに歩行速度が低下する（0.5m/秒）こと,東日本大震災時の津波避難実態調査結果による平均避難速度が 0.62m/秒であったこと等を考慮する必要がある。

### 2 避難距離

避難できる限界の距離は最長でも 500m程度を目安とする（より長い距離を目安とすることも考えられるが,災害時要援護者等の避難できる距離,緊急避難場所等までの距離,避難手段などを考慮しながら,各地域において設定する必要がある）。

### 3 避難に要する時間

地震発生後 5 分後※に避難開始できるものと想定する。

### 4 夜間や積雪寒冷期の留意点

夜間の場合には,避難開始は昼間に比べてさらに準備に時間がかかるとともに,避難速度も低下することも考慮する必要がある。

### 5 訓練による検証

歩行速度や避難可能距離,避難開始時間等は,避難訓練を行って確認・検証し,見直すことが重要である。

※平成 24 年 8 月に公表された南海トラフ巨大地震の被害想定（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ第一次報告）では,避難の迅速化が図られた場合について,昼間の場合には発災後 5 分後,深夜でも発災後 10 分で避難開始するとして試算している。避難速度についても夜間は昼間の 80%に低下するものとしている。

#### 【避難可能距離】

町で想定した津波到達時間より避難可能距離は次により求められる。

避難可能距離 = (歩行速度) × (津波到達時間 - 避難開始時間)

津波到達予想時間をそれぞれの震源よる地震に対して,歩行速度を 0.5m/秒,避難開始時間を発生後 5 分とした場合,それぞれ避難可能距離は,次のとおりとなる

	津波到達時間 (分)	避難時間 (到達時間 - 5分)	避難距離 (m)
南海トラフCASE11 (最大津波高)	33	28	840m
種子島東方沖 (津波高さ1m)	11	6	180m

検討に基づき、津波到達時間内に、指定・設定した避難路、避難経路を通して避難目標地点まで到達可能な範囲（避難可能距離（範囲））を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難地域として抽出する。

避難困難地域の抽出にあたっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要がある。

## **第3節 避難方法等**

### **第1 避難方法の前提**

避難方法の前提は、次のとおりとし、町民への周知を行う。

#### **1 徒歩によること**

次の理由により、原則として移動する方法は徒歩による。

- (1) 家屋・電柱等構造物の倒壊や落下等、または道路の液状化現象の発生により車両が走行できないおそれがあること
- (2) 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等の発生を誘発し、津波に飲み込まれるおそれが高いこと
- (3) 自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが高いこと災害時避難行動要支援者等、徒歩による避難が困難な場合、または避難の初動が遅れた場合等は自家用車の使用を妨げないが、次の事項に留意する。

【やむを得ず自家用車により避難する場合の留意事項】

- (1) 家族等可能な限り乗合で移動し、走行車両数を抑制し渋滞等発生の原因とならないよう考慮する。
- (2) 渋滞が発生した場合は、ただちに路肩や道路外に駐車し、徒歩により避難する。その際、緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロック等はせず、エンジンキーは付けたままにする。

#### **2 海と反対方向に移動する**

海と反対方向（＝高台等）に避難することにより、想定以上の津波があった場合でもさらなる避難が可能となる。

#### **3 河川を渡らない・近づかない**

最大クラスの津波は、防潮堤や水門を越え、一般的には陸上の倍程度の速度により河川を遡上するので河川付近は非常に危険である。また、地震の揺れや津波の勢いにより橋梁が損壊する可能性があることから、河川を渡ることを避難の前提としない。

#### **4 率先して避難する**

家族や隣近所に声をかけ、率先して避難する。その際、高齢者や子ども等に対して可能な範囲で避難を補助する。

#### **5 非常持出品を携帯する**

最大クラスの津波が発生してからの数日間は、流通が機能しなくなり、食料品等生命を維持するため必要な物資が調達できないおそれがある。

そのため、携帯可能な範囲で食料品、飲料水、服用している薬など生命の維持に必要なもののほか、携帯ラジオや懐中電灯などを非常持出品として避難の際に携帯する。

## 第2 避難方法

区 分	避 難 方 法 等
強い地震・長い地震ゆっくりとした揺れを感じたとき,大津波警報が発表されたとき	「避難目標地点」(浸水想定地域外)を目指して避難行動を開始する。
避難目標地点に到着したとき	家族や近隣の者の安否を確認した上で「大津波避難場所」を目指して移動する。
大津波避難場所に到着したとき	大津波避難場所が避難施設でない場合,または避難施設の場合であっても収容不可能なときは,町(災害対策本部)がバス等の車両により,収容可能な避難所へ移送する。 車両による移送が困難な場合であって,徒歩による移動が可能な距離の場合は,徒歩により移動する。

### 第3章 初動体制

#### 第1節 職員配備基準及び配備体制

大津波警報,津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員（消防団含む）の連絡・参集体制は「中種子町地域防災計画」に定める。

配備体制	配備基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●震度4の地震が発生した場合</li> <li>●その他町長が特に必要と認めたとき。</li> </ul>	●総務課 … 2名	小規模地震や津波への警戒を行うため、関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●震度5弱以上の地震が発生した場合</li> <li>●震度5弱未満でも災害が発生し又は発生するおそれのある場合</li> <li>●その他町長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総務課 … 3名</li> <li>●課長及びその他必要と認める人員</li> </ul>	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>●震度6弱未満でも重大な災害が発生し、若しくはそのおそれのある場合</li> </ul>	各課職員全員	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じ町の組織をあげて、各種災害応急対策を実施する。

## 第4章 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難指示等の呼びかけを行う者や、防災事務に従事する者は、自らの安全確保に十分に留意し、状況に応じて高台に避難する。

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、避難誘導等に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水避難誘導等に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも避難誘導等に従事する者自身の避難時間を確保した上で、避難誘導等を実施しなければならない。

### 【避難誘導等に従事する者自身の安全確保のために配慮すべき事項】

- ・活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため随時交代させる。
- ・活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、避難誘導等に従事する者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水避難誘導等に従事する者等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水区域、津波被害のメカニズム、その他津波被害の事例等の資料を職員防災関係機関に配付し、安全確保のための研修等の実施を心がける。

## 第5章 津波情報等の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進める上で、津波予報及び地震情報・津波予報等は基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

### 第1節 気象庁による津波に関する情報の発表

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

#### 【気象庁等から収集する津波予報や情報】

種類	内容
津波注意報 津波警報・大津波警報	日本近海で地震に伴う津波の発生がある場合には、地震発生から、約3分後に津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表される。
津波予報	津波注意報の基準に満たない0.2m未満の海面変動や海面変動の継続について予報が発表される。
予想される津波高さ	津波の波源や地震の規模が判明した約15分後に予想される津波の高さが発表される。
各地の津波到達予想時刻と満潮時刻の情報	主な地点の満潮時刻及び津波の到達予想時刻が発表される。
沖合と沿岸部における津波の観測情報	沖合の海底津波計等による観測情報のほか、沿岸の観測点における津波の到達時刻や高さが発表される。

【波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値発表	定性的表現	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報は特別警報に位置づけられる

## 第2節 津波警報等の留意事項等

- 1 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 2 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 3 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

## 第3節 警報及び地震予知情報等の受理、伝達

県から伝達される警戒宣言、地震予知情報等の受理は、勤務時間内外及び休日等にかかわらず県防災行政無線等において、確実に行うものとする。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに直ちにサイレン及び町防災行政無線にて、住民等へ確実に伝達するものとする。

## **第4節 津波の監視警戒**

地震を感じた場合又は津波注意報や津波警報が発令された場合は、町は、消防機関等の協力を得て海岸地域及び沿岸のパトロールを行い、潮位、波高を監視警戒するものとする。

## **第5節 地震・津波に対する自衛措置**

県の「気象情報自動伝達システム」やNTTの「警報伝達システム」等により震度4以上の地震又は津波警報等を覚知した場合、あるいは、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、次の自衛措置をとる。

- 1 地震や津波に関する情報を入手した場合、直ちに防災行政無線、広報車、及びFAX（NTT）、緊急速報メール（エリアメール等）等により住民や関係防災機関へ伝達する。
- 2 地震を感じた場合には、津波予報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位、波高を監視警戒するものとする。

特に震度4以上と思われる地震を感じたときは、気象官署からの津波予報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施するものとする。

- 3 ラジオ、テレビ等による情報収集にも努める。なお、停電の場合及び避難先での情報入手のため、携帯ラジオを用意するなど対策を講じておくものとする。

## 第6章 避難指示の発令

### 第1節 発令基準

#### 【避難指示の発令基準 (津波編)】

種類	予報・警報	対象地域	津波災害の避難指示の発令基準
避難指示	津波注意報	津波浸水想定区域 沿岸部	津波予報区「種子島屋久島地方」に 大津波警報,津波警報,津波注意報が 発表されたとき
	津波警報	津波浸水想定区域	
	大津波警報 (特別警報)	津波浸水想定区域	

※対象地域は津波浸水想定区域範囲による。

※どのような津波であれ,危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから,「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず,基本的には「避難指示」のみを発令する。

### 第2節 伝達方法

#### 第1 発令時期, 避難指示の伝達

本部総務班(総務課)は,関係班に避難の勧告・指示を伝達する。伝達手段については,避難指示の対象地域ごとに,以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を含めた複数の手段を組み合わせ,伝達先と合わせて具体的に定めておく。

- (1) 防災行政無線及びサイレンの吹鳴により対象地域の住民全般に伝達
- (2) 広報車や消防団車両により,対象地域の住民全般に伝達
- (3) 消防団に対して対象地域の住民への伝達を依頼,防災行政無線,電話,携帯電話,及び電子メール等による伝達
- (4) 災害時避難行動要支援者等の事前登録者やその緊急連絡先,避難支援者,町社会福祉協議会,民生委員・児童委員,介護保険制度関係者,及び障がい者団体等の福祉関係者への伝達(FAX,携帯電話及び電子メールの活用も含む)
- (5) 自主防災組織や近隣組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や,地域コミュニティ間での直接的な声かけ
- (6) 緊急速報メールによる配信,ホームページへの掲載等インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達
- (7) テレビ,ラジオ等の放送機関への依頼

## 第7章 津波対策の教育・啓発

町は、円滑な津波避難が行われるよう、津波避難に関する知識や心得等の普及に努める。

### 第1節 普及・啓発すべき内容

項目	内容
津波に関する知識	津波避難の必要性について啓発するため、津波の威力や速度など、津波のメカニズムを周知する。
避難計画に定める内容	円滑な避難を推進するため、避難場所や避難路、避難方法などを周知する。
津波避難・防災上の心得	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 流通が機能停止している状況下であっても、避難者が生活できるよう、非常持出品の必要性について周知する。</li><li>・ 津波からの避難は、避難の初動が重要であるため、町からの避難勧告等を待たずに、「強い揺れ」、「ゆっくりとした長い揺れ」、または防災行政無線やテレビ等情報媒体からの「津波警報等」を感知したら直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する等、自主避難を徹底する。</li><li>・ 当計画での想定を超える津波も有りうること、またそのような状況にあっても避難できるよう、避難の際にはより高い方へ逃げることを周知する。</li></ul>

### 第2節 普及・啓発等の手法等

#### 第1 防災マップの配布

想定浸水域、避難場所、避難路を記載したハザードマップに加え、津波避難方法の原則や防災上留意すべき点を記載した津波防災マップを作成して、全戸に配布及び町ホームページで公開する。

#### 第2 津波避難計画面定着化事業の実施

自主防災組織や行政区単位で、ワークショップや避難計画の実践訓練を行うことにより、避難場所、避難路など本計画で定める事項の定着を図るほか、地域住民が定めることとしている避難経路の設定を促進する。

#### 第3 自主防災組織活動の促進

自主防災組織は、地域の災害時避難行動要支援者の避難支援及び災害が長期化した場合の避難所運営等に特に重要な役割を期待する存在である。

そのため、町内全域での自主防災組織の設立を目標とし、自主防災組織育成支援助成金の交付をはじめとして、その他自主防災組織結成のために必要な支援を行う。

#### 第4 防災組織リーダーの育成

消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、津波災害における防災活動の啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの養成に努める。

## 第5 防災教育の実施

小・中学校または保育園など,子どもに対する防災教育を積極的に実施し,多くの世代に対し津波避難への関心を喚起して円滑な避難を推進するとともに,子どもが家族や教師等と離れている状況であっても,津波避難が実行されるようにする。

## 第8章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努めるものとする。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施に配慮する。

また、避難訓練は、地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に対する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法、問題点等の検証を行う。

主な内容は次のとおりとする。

- 1 災害対策要員の参集, 災害対策本部運営訓練
- 2 津波警報等の情報伝達訓練
- 3 避難勧告, 避難指示の伝達訓練
- 4 津波避難実働訓練, 避難誘導訓練
- 5 災害時避難行動要支援者に対する避難支援訓練
- 6 避難所運営訓練

## 第9章 その他の留意点

### 第1節 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

次の点に留意の上、観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、観光客、釣り客等への避難対策を定める。

- 1 情報伝達
- 2 施設管理者の避難対策
- 3 自らの命を守るための準備
- 4 避難場所の確保、看板・誘導標識の設置
- 5 津波災害情報、避難方法の啓発、避難訓練の実施

### 第2節 災害時避難行動要支援者の避難対策

津波避難において、災害時避難行動要支援者となりうる者（情報伝達面、行動面、地理不案内の面で円滑な避難が困難になることが予想される者）の避難対策を定めるにあたっては、災害時避難行動要支援者となりうる要因に応じて、次の点に留意する。

- 1 情報伝達
- 2 避難行動の援助

### 第3節 自主防災組織の結成促進

災害時要援護者を津波から守るためには、周辺住民の応援、あるいは地域ぐるみの自主的かつ組織的な防災活動に期待するところが大きいことから、町は、行政区・自治会等を中心とした自主防災組織の結成促進や、これら組織と消防団等との連携促進を図る必要がある。

### 第4節 地域特性や社会的な状況に対応した津波対策の促進

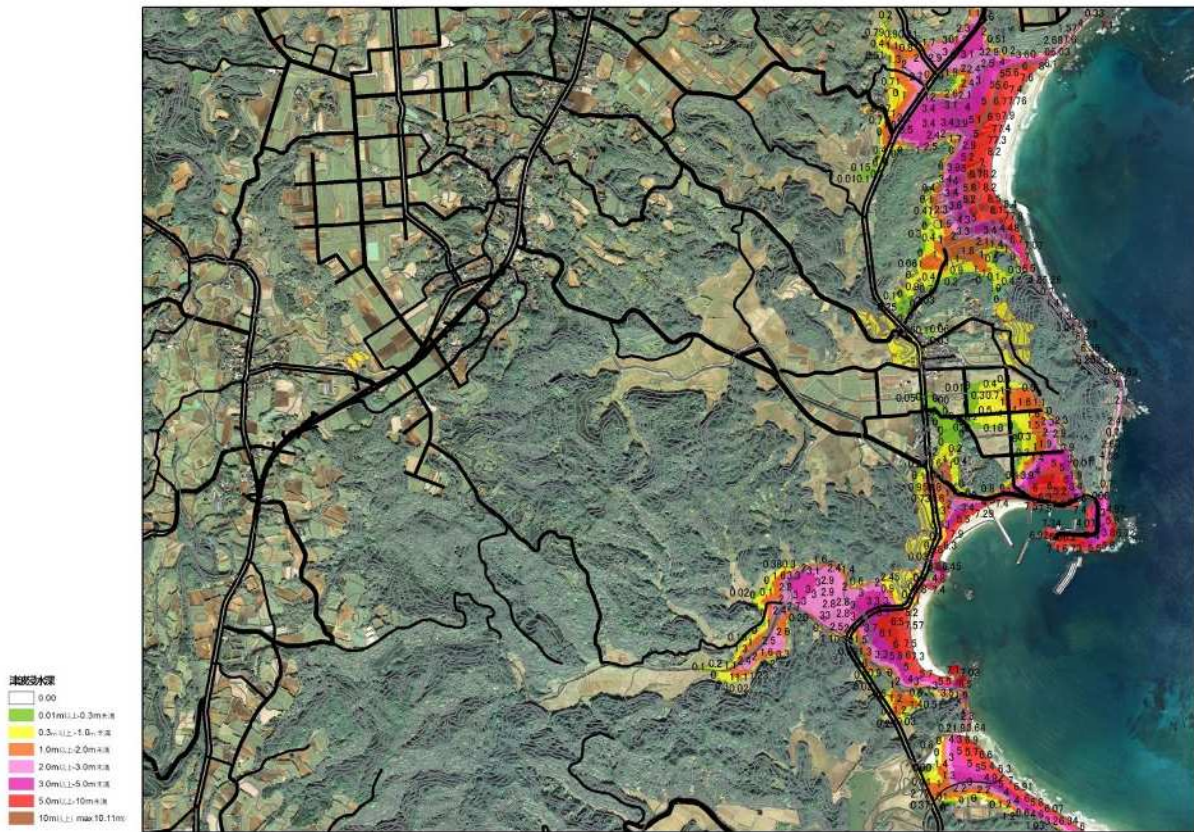
- 1 食料・物資等の供給体制の整備
- 2 孤立化集落対策
- 3 遠地津波や桜島の海底噴火に伴う津波等の火山性津波などへの対応

### 第5節 津波防災対策

円滑かつ確実な避難を推進するため、町は以下の対策を実施する。

- 1 災害対策拠点の拡充
- 2 避難路の整備（橋梁・避難階段等）
- 3 収容避難所の機能強化（非常用発電機等）
- 4 防災設備の充実（防災無線・消防設備の充実）

【避難路整備地区(油久・南界地区)】



## 11-4 原子力災害対策

### 【総 則】

中種子町は、川内原子力発電所から約 161.8 km に位置しており、国の原子力災害対策指針による原子力施設から概ね 30 km を目安とした「緊急時の防護措置を準備する区域（UPZ）及び「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護を実施する区域（PPA）」の圏外である。

町においては原子力災害発生時の放射線物質の拡散が気象条件によって影響を受けることを想定し、原子力災害に特化した事象に対し、国及び県と連携して行うべき基本事項についてとりまとめる。

### 【災害予防計画】

#### 1. 情報の収集・連絡体制の整備

原子力施設等で大規模な事故が発生した場合、非常時の情報連絡を直ちに受けるとともに、国、県やその他防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、その状況等を住民に広報する必要がある。このため、町は、県、薩摩川内市とその周辺市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力災害に関する情報の収集・伝達を円滑に行うため、地域防災計画一般災害編に示す体制での対応を行う。

#### 2. 通信手段の確保

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県及び原子力施設からの状況報告や防災関係機関からの連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備の整備を行うとともに、その円滑な活用が図られるよう努める。

#### 3. 広域防災体制の整備

大規模な原子力災害が発生した場合、広域的な応援要請を迅速かつ円滑に行うため、町及び防災関係機関は、原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。

#### 4. 緊急時モニタリング協力体制の整備

県が定めた緊急モニタリング本部の組織及び緊急時モニタリング実施時の役割に従い、町は、県が実施する緊急時モニタリングへ要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

#### 5. 住民等への情報提供体制の整備

町は、原子力災害が発生した場合、住民等に対し危険回避のための情報や災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、住民等に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用体制の整備など情報提供体制の整備を図る。

#### 6. 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

町は、大規模な原子力災害が発生した場合、飲料水、農林水産物等が放射性物質に汚染されるおそれがあることから、内部被ばくを防ぎ、住民の安全や健康を適切に守るための対策が講じられるよう、飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制の整備に努める。

## 【災害応急対策】

町は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立等必要な措置をとるとともに、国、県と連携を図るものとする。

また、他市町村において避難のための立ち退きの勧告又は指示が出された場合、町においては、避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

### 1. 活動体制の確立

町は、原子力災害に対処するため、町災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

配備体制	配置・配備基準
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 鹿児島県から警戒事象又は特定事象発生のお知らせを受けたとき</li><li>・ 鹿児島県が災害警戒本部を設置したとき</li><li>・ その他総務課長が必要と認めたとき</li></ul>
町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国が原子力緊急事態宣言を発出したとき</li><li>・ 鹿児島県が災害対策本部を設置したとき</li><li>・ その他町長が必要と認めたとき</li></ul>

※その他、災害警戒・対策本部時の運営体制については、地域防災計画に準じる。

### 2. 特定事象発生の情報連絡等

町は、県から所要の情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。また、関係機関との間においては、県から通報・連絡があった事項及び自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど連絡を密にするるとともに、各種被害情報等の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

### 3. 緊急時モニタリング活動

町は、県が行う緊急時モニタリングに関し、県の要請に基づき、必要となる要員の派遣や資機材の貸与等に関する協力を行う。町は、県を通じて、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、町が行う各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速かつ的確な把握に努めるものとする。

### 4. 住民等への的確な情報提供活動

町は、大規模な原子力災害が発生した場合に住民等の危険回避等に資するため、テレビ・ラジオ等の有効活用、防災行政無線や広報車等あらゆる手段を活用し、専門家の助言を得ながら、災害に関する情報の迅速かつ的確な提供に努めるとともに、住民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

### 5. 飲料水、飲食物の摂取制限等

町は、県から、O I L及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限の指示があった場合、必要な措置を講ずるものとする。

## 【復旧計画】

### 1. 放射性物質による汚染の対策

町は、大規模な原子力災害が発生した場合、放射性物質による汚染が生じることもあることから、住民等の被ばく線量を低減するため、国、県、薩摩川内市とその周辺市町村、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、放射性物質による汚染の対策に努める。

## 12. その科の資料

### 12-1 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																								
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超えて加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上																																								
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,621,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間最高2年以内 4 被災状況や地域の実情に応じた、民間賃貸住宅の借り上げによる設置についても対象とする。																																								
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,080円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)																																								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることが出来ない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は段損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。																																								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人 世帯</th> <th>2人 世帯</th> <th>3人 世帯</th> <th>4人 世帯</th> <th>5人 世帯</th> <th>6人以上 1人増すご とに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 消失</td> <td>夏</td> <td>18,300</td> <td>23,500</td> <td>34,600</td> <td>41,500</td> <td>52,600</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,200</td> <td>39,200</td> <td>54,600</td> <td>63,800</td> <td>80,300</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上 浸水</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,000</td> <td>12,000</td> <td>14,600</td> <td>18,500</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,700</td> <td>12,600</td> <td>17,900</td> <td>21,200</td> <td>26,800</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>					区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すご とに加算	全壊 全焼 消失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000	半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500
区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すご とに加算																																					
全壊 全焼 消失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700																																					
	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000																																					
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600																																					
	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500																																					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者（応急的措置）	1 救護班 使用した薬剤,治療材料,医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 社会保健診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は,別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず,死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は,使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は,慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は,別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命,身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は,以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費,人件費は,別途計上
災害にかかった住宅の応急処理	住宅が半壊（焼）し,自らの資力により応急修理をすることができない者	居室,炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は段損し,就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は,1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,200円 中学校児童 4,500円 高等学校等生徒 4,900円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実状に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に至急	1体当たり 大人（12歳以上） 208,700円以内 小人（12歳未満） 167,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり,かつ,四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費,人件費は,別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について,死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄,消毒等 1体当たり 3,400円以内 2 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費,人件費は,別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は,当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室,炊事場,玄関等に所外物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	災害の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

12-2 指定（登録）文化財一覧

区分	種別	名称	所在地		指定年月日
国	有形文化財（建造物）	古市家住宅	本村		平成6年7月12日
	記念物（天然記念物）	種子島国上湊川・阿嶽川の マングローブ林	西之表市国上 中種子町坂井		令和4年11月10日
	記念物（史跡）	立切遺跡・横峯遺跡	中種子町坂井 南種子町島間		令和4年11月10日
県	無形民族文化財	町山崎の源太郎踊	町山崎		昭和39年6月5日
町	記念物（史跡）	千草原遺跡	郡原		昭和55年3月26日
	有形文化財（歴史資料）	矢止石	本村		昭和55年3月26日
	有形文化財（建造物）	塩釜跡	竹之川		昭和55年3月26日
	有形文化財（建造物）	野間焼窯跡	畠田		昭和55年3月26日
	記念物（天然記念物）	坂井神社の大ソテツ	本村	坂井神社	昭和55年3月26日
	記念物（天然記念物）	ヤッコソウ自生地	熊野	熊野神社	昭和55年3月26日
	記念物（天然記念物）	ヤクタネゴヨウ	郡原		昭和55年3月26日
	有形文化財（工芸品）	塩釜神社の石臼	資料館		昭和56年2月8日
	有形文化財（工芸品）	牧のコテ	資料館		昭和56年2月8日
	有形文化財（工芸品）	牛之原牧の証文	向井町		昭和56年2月8日
	有形文化財（工芸品）	中之町牧の証文	中之町		昭和56年2月8日
	記念物（史跡）	阿嶽の洞穴	塩屋		昭和56年2月8日
	有形文化財（歴史資料）	宮吉良の石塔	原之里		昭和56年2月8日
	有形文化財（歴史資料）	上妻氏の石塔	中之町		昭和56年2月8日
	記念物（史跡）	日良法印御墓所	田島	浄光寺	昭和58年10月1日
	記念物（史跡）	日良法印御墓地跡	本村		昭和58年10月1日
	有形文化財（工芸品）	日蓮筆曼陀羅	栄町	日輪寺	昭和59年3月5日
	有形文化財（工芸品）	日隆筆曼陀羅	栄町	日輪寺	昭和59年3月5日
	記念物（天然記念物）	平鍋の化石	平鍋		昭和59年3月26日
	記念物（史跡）	苦浜貝塚	阿高磯		昭和59年3月26日
	有形文化財（建造物）	戸畑の煙突	戸畑		平成18年1月26日
	有形文化財（建造物）	松濤庵跡	熊野	熊野神社	平成22年5月18日
有形文化財（建造物）	南界小鐘突堂跡及び 旧正門	本村		平成22年5月18日	
無形民俗文化財	下田集落 「アッチャメ踊り」	下田		平成22年5月18日	

区分	種 別	名 称	所在地		指定年月日
	無形民俗文化財	大踊り「北之町」・「月日 かけ」	伊原		平成25年6月10日
	無形民俗文化財	清浄寺「お盆行事（精霊 迎えと精霊送り）」	向井町		令和6年3月11日